

近世上方演劇文化変容における下層劇団の歴史的役割

— 関蟬丸神社と説教讃語をめぐって

武内 恵美子

はじめに

近世の上方演劇文化は時代を追ってかなり変容していったが、その原因の一つとして宮地芝居の台頭という、下層劇団の躍進があげられる。官許芝居としての大芝居と比較すると下層と認識される劇団の歴史とその意義を、関蟬丸神社と説教讃語という具体例で検討することによって、近世上方の演劇文化の一端である宮地芝居の動向と公儀との関係を説明するのが本稿の意図である。

大坂では、近世後期には芝居地である道頓堀のほか、各地の寺社境内（宮地）で歌舞伎や人形浄瑠璃がほぼ恒常的に興行されていた。いわゆる宮地芝居である。芝居地ではないにもかかわらず、大坂では宮地芝居は公儀から興行を許可されており、近世大坂の歌舞伎興行を考える上で決して無視できない存在であった。しかしこれ

までの宮地芝居に関する研究はそれほど多くはない。

近年の宮地芝居を含めた中芝居・子供芝居に関する研究としては『岩波講座 歌舞伎・文楽』^①の中の、青木繁氏「子供芝居・中芝居」があるほか、松平進氏の「上方の中ウ・子供芝居」がある。

また同じく青木繁氏の「大阪における天保改革期の寺社内芝居への干渉—大阪天満宮の場合を中心に」^②では、天保改革期の寺社内芝居興行に関することを法令の視点から考察されている。

その他に須山章信氏の「江戸後期上方劇壇について—中ウ芝居抬頭をめぐって」^③に代表される、芝居番付の調査に基づいた一連の研究がある。これらは主に役者の移動に関してまとめられたもので、番付類の整理とともに近世後期の大阪で活躍した役者の動向が整理されている。

これらの研究によって、大坂の芝居全体の中で見た格の問題や役

者の動向など、宮地芝居の輪郭は少しずつ明らかになりつつある。しかし、これらの宮地芝居関係の先行研究では、宮地芝居興行の研究上非常に重要な特徴であると考えられる「説教讃語」関係が見落とされている。

宮地で行われる歌舞伎芝居は、文政以降はその多くが説教讃語名代を名乗る座本によって興行されていた。しかし、この「説教讃語」という名称は芝居番付の名代名以外で、大坂の芝居関係の書物に記されることはほとんどなく、また行政関係の資料にもほとんど現れないことから、これまで二三の研究を除いてほとんど検討されてこなかった。この説教讃語を直接取り上げたのは盛田嘉徳氏『中世賤民と雑芸能の研究』^①所載の「説教讃語」^②が管見中唯一の論文であるが、状況を整理した状態であり、全容が解明されているわけではない。また、神田由築氏「近世大坂の浄瑠璃渡世集団―天保期から幕末にかけて」^③において、浄瑠璃集団に視点を置いて大坂の興行を考察されており、その中で説教讃語の問題についても若干の考察をされているが、本来の視点が説教讃語にあるものではないので、その方面に割かれる紙面は多くない。また、阪口弘之氏が「蟬丸宮と日暮」^④において京都の説教者である日暮八太夫・小太夫と関蟬丸神社の関係を考察されているが、主に説経浄瑠璃の時期を対象としており、説教讃語に関してはほとんど言及されていない。

本論の方向性と類似した視点を持っている研究としては二〇〇一

年六月に齊藤利彦氏が大阪歴史学会で口頭発表されたものがあり、近々中に論文としてまとめられると思われるが、これは天保改革以前を対象とした発表であり、天保改革後の宮地芝居再興問題と絡んだ重要な点については対象外であった。また、歴史を追うことに重点を置かれており、その意義に対する考察はあまりなされていない。したがって説教讃語ならびに宮地芝居興行を考える上では十分とは言えない。

本論では、これら先行研究をふまえて説教讃語と宮地芝居興行の問題を関蟬丸神社のあり方、行政の視点をふまえながら考えてみたい。

一 関蟬丸神社と説教讃語

滋賀県大津市逢坂に関蟬丸神社という神社がある。古くから交通の要所であった逢坂に位置し、上社と下社から成る、蟬丸を祭る神社である。関蟬丸神社は蟬丸信仰を機軸として説教者を掌握した神社として知られており、下社に説教関係の多くの文書が残存している。これを室木弥太郎、阪口弘之両氏が中心になって翻刻、編集されたものが『関蟬丸神社文書』^⑤である。

関蟬丸神社は、江戸時代には三井寺の末社として支配あるいは影響下にあった。^⑥古くは兵侍家が社役を行ってきたのであるが、正徳元年（一七一二）に三井寺近松寺が関蟬丸神社の直接管理を強行し、

兵侍家を追放した¹⁴⁾。これによって関蟬丸神社は三井寺の直接支配を受けるようになり、その文書類の奥書も三井寺近松寺、あるいは三井寺別当など、三井寺管理であることが明記されるようになる。ただし、三井寺が実権を握っていたにしろ、説教者が蟬丸信仰としての関蟬丸神社との関係を排除して直接三井寺と関係を持つことはなく、三井寺側も社役遂行の立場を崩さなかった。この信仰がのちは利権が絡む現実的な関係になっていったにしても、関蟬丸神社という名目をなくしては成り立たない事象であり、三井寺側もそれを認識していたからこそ関蟬丸神社の排除・直接支配の体制をとらず、あくまでも社役の立場をとっていたものと考えられる。したがって、本稿では三井寺ではなく、表看板であった関蟬丸神社の事象として考察を進めていく。

関蟬丸神社は、上限は不明だが、享保頃までは主に、いわゆる大道芸である門説経や古浄瑠璃の説経浄瑠璃を行う説教者と関係の深い神社であった。これらの説教に関しては、室木弥太郎氏などによる説経研究¹⁵⁾などに代表される、多くの研究が存在している。古浄瑠璃の説経浄瑠璃の流行時期は、京都で説教者である日暮小太夫・八太夫が名代を許可された延宝六年（一六七八）頃¹⁶⁾がピークであり、享保年間（一七一六～一七三五）には江戸や京都などの都市部ではほとんど上演されなくなる。門説経もおおよそ同時期に流行し、享保末年には記録にも残らなくなる。しかし、これら門付・古浄瑠璃

系の説教は『関蟬丸神社文書』の中では前半分程度であり、後半は説教讃語関係として、主に大坂の宮地芝居に関する内容のものが大半を占める。だが、この後半部分にあたる説教讃語については、先にも述べた通りほとんど研究されてこなかった。本章では関蟬丸神社と説教讃語、ならびに歌舞伎について考察する。

1 説教讃語

説教讃語という言葉は、芝居番付等に説教讃語名代¹⁷⁾として記載されているもの、役者評判記で取り上げられているもの、関清水蟬丸神社文書に所収されている文書の三種類に記載されるものがほとんどであり、『摂陽奇観¹⁸⁾』に若干の記述があるのを除いて、他の大坂の歌舞伎関係資料、同時代の大坂町奉行所関係書類や各種随筆等には皆無と言って良いほど記載がない。では、説教讃語とは何か。

説教讃語という語は「説教」と「讃語」を合わせた造語である。もともと「説教」と「讃語」は別の単語であった。『関蟬丸神社文書』中の由緒書によるとそれぞれの語が示す芸業の内容は次の通りである。

由緒之者

操り師

物真似

芸役者

一説教

人形遣ひ

狂言師

舞師

辻能師 猿遣ひ

一讃語 法師 浄瑠璃語 歌 諷

謡師 瞽女 三弦弾

一勧進師 辻角力 辻打物 小見世物

万歳 長吏方 木戸方

一音曲道 講師 咄師 白拍子

遊女 野士 放下師

右末流之者四派ヨリ枝葉種々ニ雖相変候、惣名説教者ニ御座候
以上

この資料は万延元年以後にまとめられたものとされている一連の
文書群中の一つだが、すべてが万延元年の文書ではなく、古いもの
を整理した覚書のような資料である。引用資料は「文政元年差上候
取調書」と題する文書の一部で、これによると説教として操り師や
物真似、人形遣いや狂言師など歌舞伎あるいは人形浄瑠璃に關係す
る芸業を含み、讃語では浄瑠璃語や三味線弾など、歌舞伎や人形浄
瑠璃に必要な音曲に關係する芸業を分類している。ちなみに

勧進師に分類されるものは、香具師の芸あるいは商売とされるもの、
ならびに木戸方、長吏方など興行に際して必要な管理面担当の職業
であり、音曲道は寄席で行われる話芸を中心に行っているものと思わ
れる。関蟬丸神社としては芸に関わることはすべて配下（由緒）の
者であるとする立場をとろうとし、考慮の上分類していることがわ
かる。

由緒書には類似系としてももう一種別のものが存在する。

関清水蟬丸皇子雨夜宮

御由緒配下

人形操師

歌舞伎物真似狂言尽

説教

芸伎者

十三香具師

浮世咄師

通俗講釈師

琵琶法師

讃語

并瞽女

歌念仏

歌諷

浄瑠璃語り師

辻能狂言師

辻角力

勧進師

長吏方

并

木戸方

小見世物

合業旅売

放歌師

祭文師

音曲道 白拍子

傀儡遊女

三味線方

右四流末派都合十 点

当時支配芸道令免許者也^②

この由緒書は同じ資料群中の文書であるが、年紀のある文政元年（一八一八）と文政十三年（天保元・一八三〇）の文書の間に入っている。これによるとそれぞれの分類に含まれるものが若干変わっている。例えば先の資料に入っていた操師と人形遣いが一つになって人形操師にされている。また音曲道に入っていた咄師が浮世咄師として説教に入ったり、先では讃語に入っていた三弦弾が音曲に移動している等、分類が変更されたり、合葉旅売や祭文師など、先にはなかった芸が入られている。これらの由緒書は、合葉旅売や歌舞伎、香具師など、あげられている言葉からするとおそらくそれほど古いものではないと思われる。この種の由緒書は、当事者にとって都合が良いように書かれるものなので、これを全面的に鵜呑みにすることはできないが、説教と讃語はそもそも別種の芸で、含まれる傾向も建前上傾向の違うものであったことがわかり、この点は現実

とはそれほど乖離してはいないと思われる。

このように、別種であった「説教」と「讃語」は、それぞれ別々に用いられることは古くからあったが、造語として「説教讃語」が用いられるようになった時期は比較的新しい。年代がわかるものは寛保三年（一七四三）十月の資料が初見である^②。その資料は三井寺役人と姫路領明石かにか坂村の徳太夫小方川崎幸左衛門とその一座の間で川崎幸左衛門一門が説教者か傀儡師かを争った訴訟問題で、

^①□□^②教者と申者元来江州大津関清水大明神蟬丸百末葉由緒之者ニ而、往古より説教讃語仕候類之者（後略）

とあり、関蟬丸神社のゆかりの者で、往古より説教讃語を行ってきたとある。ただしこれ以降の文中で川崎幸左衛門のことを詰問する際には「傀儡師か説教者かと御尋被遊候義^②（後略）」とあることから、幸左衛門のことを指す際には「説教者」、芝居のことを指す場合には「説教讃語」を用いている。

この「説教讃語」が一語なのか、あるいは説教・讃語の二語に分けられるのかはこの時点では判断できない。

次に記載されるのは宝暦四年（一七五四）二月の資料中で、「私儀是迄者何之訳茂不奉候而、説教讃語師ヲ致、渡世罷有候処^②、（後略）」とある。これは願人の摂州大坂谷町筋玉木町、そげや嘉兵衛

が提出した口上書であるが、先の文書の中では「説教者」だった文言が「説教讚語師」という名称に変化している。先の文書との間は十一年の隔たりがあるので前の文書には適用できないが、この時点では、人物あるいは職業を「説教讚語師」と称するからには、二語ではなくて一語であると考えるのが自然である。ただし、これと同年月日、同（差出）人物、同内容で別種の文書では「私儀者無官之説教師ニ御座候処ニ、此度為渡世²⁶（後略）」となっており、説教讚語師の名称が一般化しているわけではないことがわかる。

続く記録は明和三年（一七六六）十二月の資料で、

一 私儀是迄者何之訳茂不奉存候而、讚語説教師之真似を致

シ、勸進渡世仕罷候処、由緒奉承知上者、説教職分国名大夫之

儀は²⁷（後略）

とあり、讚語説教師と記されている。次の明和四年（一七六七）

正月の資料にも同じく讚語説教師とあり²⁸、さらに明和九年（安永元・一七七二）三月には「一 説教者共之内説教讚語由縁を以芝居茂致候ハ、初見物に見見江致候節、（後略）」とあって、これ以後頻繁に用いられるようになる。これらの資料から判断すると、『関蟬丸神社文書』では「説教讚語」と一語で表す場合は芝居と同義語であり、「讚語説教師」は芝居に携わる人物、すなわち役者あるいは

は芸能者という意味で用いていると考えられる。

このように、もとは説教と讚語として別の芸を表す語であったものが一語に造語され、芝居を示すようになっていったと考えられるのである。

2 歌舞伎と関蟬丸神社

説教は、もとは『関蟬丸神社文書』の前半部分にもあるように門付の門説経、あるいは古浄瑠璃の説経浄瑠璃を行う芸能者を掌握していた。門説経は、本来は語りであって基本的に歌舞伎のような演劇性は持たなかったはずである。また一時期江戸、京都などの都市で興行していた説経浄瑠璃は、人形浄瑠璃を興行しており、歌舞伎との関わりはなかったと考えられる。「芝居」という言葉には、人形浄瑠璃・歌舞伎の両方が含まれるのであるが、本来歌舞伎には関わりのない関蟬丸神社あるいは関蟬丸神社に掌握される説教者は、いつごろから歌舞伎と関わるようになるのだろうか。

『関蟬丸神社文書』に掲載されている文書中、年代が確定している「芝居」という語の初見は享保十三年（一七二八）十一月の丹波一国の頭役を務めていた田川四郎太夫に関する文書である²⁹。

一（前略）田川四郎太夫支配致候芝居之儀ニ付、出入之儀出来候由、願書指出シ致披見候、（中略）

ここに現れる田川四郎太夫は、丹波の国頭であり、自身も芝居興行を行っていた。この文書では田川四郎太夫が支配した芝居について訴訟があり願書を差し出したということが書かれている。この四郎太夫に関しては、以下のような文書でその役割がわかる。

(前略) 然ハ其辺播州三木郡之内より操り芝居仕、丹波一國
 へと□□□□村ニ而も操芝居仕候へハ、丹波桑田郡小林村田川
 四郎太夫と申方へ参り相断、丹波国□へ証文致諸芝居相勤申様、
 其辺御支配之庄屋中迄仰付可被下候、此四郎太夫と申者説教者
 ニ而、元来三井寺近松寺へ相隨ひ、関蟬丸大明神御神事例年九
 月廿四日神役相勤申ニ付、丹波一國へ入込諸芝居仕候者共証文
 申候事、国□□ニ而御座候間、此以後丹波へ入込候芝居之者、
 四郎太夫方へ相隨ひ申候様□成申迄、被仰渡可被下候、(後略)

これは享保十四年(一七二九)二月の文書である。播州三木郡内から操芝居をする者が丹波に入り込み、□□村でも操芝居をするならば、丹波桑田郡小林村の田川四郎太夫という者の所へ行って断り、証文を出して芝居を勤めるよう、その土地の庄屋連中に仰せつけてほしいということを、その土地の役人に提出したものである。これは首尾よくいったことが後の資料に現れているので、この時点で丹

波一國へ入り芝居を行う者は田川四郎太夫へ断りを入れて証文を渡し、その辺りの庄屋へ通達してもらおうというシステムが確立したことがわかる。この一連の資料から、享保十四年(一七二九)の時点で、すでに説教者は芝居興行を行っていたこと、さらに芝居興行からむ利権が発生しており、それを掌握する説教者が出てきていることがわかり、説教の芝居進出の初期段階として興味深い³³⁾。ただし、この文書のなかで問題にされたのは操芝居であり、ここでいう「芝居」に歌舞伎が含まれるかどうかはわからない。

前節で引用した寛保三年(一七四三)の姫路領明石かにか坂村の川崎幸左衛門に関する一件は、自らを傀儡師であると主張する川崎幸左衛門が説教であることを認めるかどうかの争いであり、結局彼らは関蟬丸神社(三井寺)の圧力に屈して説教者となった。ここで現れる芝居も人形関係であり歌舞伎ではないが、芝居関係者を掌握していこうとする関蟬丸神社の姿勢が見出せる。

この後、明和九年(安永元・一七七二)七月の文書中に「説教者共之内、説教讃語由縁を以芝居等茂致候ハ、(後略)」³⁴⁾とあり、これも歌舞伎か人形浄瑠璃かは判断できないのであるが、安永元年段階では芝居関係はかなり掌握しつつかあることが読みとれる。またこれ以後芝居という語は『関蟬丸神社文書』中に頻繁に現れるようになる。

『関蟬丸神社文書』中での歌舞伎の語の初見は寛政七年(一七九

五)十一月の京都奉行所よりの御尋に対する口上覚の中である。

師輔之末流は説教讀語勸進師と申、音曲諸芸ニ而渡世仕候者諸国に散在仕候而、例年為燈明料奉納錢祭礼之節々々神役相勤并宮居修復之助力を仕候、依而別当所より彼等懇望仕候得は、太夫号国号燕尾装束并説教讀語勸進師座組之免状等差遣シ候得は、其国所之御役所江由緒ヲ以御願申上、地両相對之上為渡世櫓を上ケ、人形并歌舞伎芝居等座組興行仕候義ニ御座候而、右之芸者共渡世仕来り候所、(後略)

ここでは、説教讀語勸進師という職種は音曲諸芸をもって渡世をしており、諸国に散在していること、燈明料の奉納と祭礼時の神役を務めるといふ役目を果たすこと、当人が望めば別当所は太夫号、装束、ならびに説教讀語勸進師座組の免状を發行すること、説教者は説教由縁をもって各地の役所に許可を求め、地面を借りて櫓を上げ、人形浄瑠璃ならびに歌舞伎を興行することを述べており、関蟬丸神社側の説教讀語に対する見解が明示されている。この口上は、寛政七年(一七九五)七月に、清水金太夫という説教者が芝居興行願を提出した際、公儀が関蟬丸神社に対して説教者ならびに説教讀語について照会をしたことに対する返答である。この回答によって、「説教」には本来含まれなかった「歌舞伎」といふ芸能が「説教讀

語」という言葉に正式に付加され、「説教讀語」が指すものは「人形浄瑠璃ならびに歌舞伎」といふ公儀の認識を得たと考えられる。

そしてそのことが、関蟬丸神社が説教讀語由縁をもって歌舞伎興行を行うことに対する正式な許可につながったのである。ここで「説教讀語」歌舞伎」といふ構図を手に入れた関蟬丸神社は、この後幕末まで一貫してこの主張を繰り返し、歌舞伎興行の掌握を進めていくことになる。「説教讀語」がどのようにして大坂の歌舞伎界に浸透していったかは章を改めて考察する。

3 説教讀語座の実態

前節で考察したように、本来歌舞伎と全く関係のなかった関蟬丸神社は、説教讀語由縁をもって歌舞伎興行を行うようになった。では、説教讀語座が行った歌舞伎というのはどのようなものだったのだろうか。

先に用いた「文政元年差上候取調書」によれば、そもそもは承久三年(一二二二)の頃白拍子の千歳若前兩人が琵琶を弾き「蟬丸宮の教道を守り仏説を讀語して専ら説教を広め」たことに始まるとする^⑥。この種の由緒書は、年号や人脈に関しては信用できないが、ここにあげた「仏説を讀語して説教を広め」たという点に関しては、おそらく説教讀語を行う上で主張し続けた本質であると考えられる。これは次の文の根底にも流れている。

(前略) 醍醐帝第四皇子日本国中説教讃語勸進師音曲諸芸道之祖神也、(中略) 右職業之者末流と唱へ、勸善懲惡之道理を示し、或者芸道ニ託して児女子教導仕、国家御仁政之一助可相成筈ニ付(後略)

この資料には、醍醐帝の第四皇子(蟬丸のこと)は日本国中の説教讃語勸進師音曲諸芸道の祖神である。その職業についている者は末流といい、勸善懲惡の道理を示し、あるいは芸道に託して婦女子を教導し、国家のご仁政の一助となるとある。すなわち説教勸進師音曲諸芸道をもって勸善懲惡を説くことが仏説を讃語することであり、芸道に託して婦女子を教導することで説教を広めるのである。その実質的な内容は次の通りである。

一 説教芝居之趣意者、文化之度御尋ニ付奉申上候通、世人教化之ため説教俗談を基と仕、其時之人情ニ相叶候今様風流を相交、且説教をハ十三歳已下之者共ヲ以興行仕候儀ニ而、以来弥^(藏め)重ニ取締可仕候事⁽⁸⁾

これによると、文化年中のお尋の際申し上げたように、世人教化のために説教俗談を基調とし、その時々の人情に合うように、今風

のものを取り交ぜるとある。つまり俗談とはあるものの、建前上は仏教教化のための説教を行うとするが、実際は「今様風流」、つまりその時点で流行っている芝居を交ぜて行うのである。また、『攝陽奇観』の文政二年(一八一九)四月の条には、「説教蟬麻呂一代記と申狂言相勤右狂言斗りにては古風ニ御座候ゆへ前芸風流おどりに世間噂事相交申度⁽⁹⁾」とある。これは文政二年(一八一九)四月に稲荷社で説教讃語座の興行が開始された際のことを記したものである。この際《蟬麻呂一代記》という演目を上演したが、この演目が古風なものなので前芸として風流おどりに世間の噂などを交ぜて上演するとある。建前上は説教に関係することあるいは蟬丸に関係することを言うが、それは大義名分であって、前芸としている風流踊りや世間の噂を仕立てた狂言を行っていたことがわかる。このようなことは芝居番付をみても明らかで、寛政十年(一七九八)段階の演目は不明であるが、文政二年(一八一九)四月の段階、すなわち興行開始の初回は右にもあげた《蟬麻呂一代記》など説教と関係のありそうな演目を行っているもの、同時に《五大力恋緘⁽¹⁰⁾》を上演している。またそのすぐ後の文政二年(一八一九)七月の興行では《源平布引滝》《猿曳門出⁽¹¹⁾ 諷》を上演しており、これ以後も後は他の歌舞伎と変わらない演目を行っていることからわかる。

一方座の構成人員の件では、右の文書中に、説教は十三歳已下の者で行ってきたので、それを厳重に守るようになるとある。これに関し

ては、『摂陽奇観』に次のような詳しい説明がある。

道頓堀

壬四月

右名代後見 松嶋万五郎

芝居主衆中

(前略) 右之芝居願上之儀は、十三歳以下之子供ニ而説教蟬麻呂一代記と申狂言相勤右狂言斗りにては古風ニ御座候ゆへ前芸風流おどりニ世間噂事相交申度との申上ケ道頓堀櫓年寄御呼出シにて右之趣御申聞有之候処、十三歳已下ニ御座候へは不苦候旨承知印判差上候ニ付早速御免有之候、然ル所市川重太郎花桐岩吉など年かさの者にて座組いたし、壬四月廿五月初日指出シ候ニ付早速右之趣道頓堀より願上候故、同廿八日説教方明六ッ時道頓堀四ッ時之御召ニ而、双方御糺之上和談致シ相続可仕様御申渡被遊候ニ付、道頓堀へ即刻一札を取り相済申候 此日

稲荷芝居ハ休ム

右一札之文言左之通

一札

一我等説教名代ヲ以座組興行仕候処、召抱候説教者之内年長シ候者有之候而は、各方差支ニ可相成ニ仍而被願上処、下ニ而対談可仕様被仰渡候ニ付、則対談仕相済申候。然ル上は以来ニ而も我等蒙 御免候通り、拾三歳以下之説教者ニ而興行致候段相違無御座候依而一札如件

これによると、十三歳以下での興行なら良いということでも許可がでたが、市川重太郎や花桐岩吉など年長の者が座中において四月二十五日の初日に出演したので、道頓堀から苦情が出た。二十八日に説教方と道頓堀の関係者がともに奉行所の調べをうけ、和談して興行を続けるように申し渡されたので、説教側から道頓堀へすぐに一札入れて解決したとあり、その際の一札が次にあげられている。この一札は道頓堀芝居衆中宛に説教名代中山雛松と名代後見松嶋万五郎の連名で提出されたもので、そこには年長の者がいるのは各方に差し障りがあるので、今後十三歳以下のもので興行することという御免の通りに行くという条件を決して違えないという内容が記されている。

このように、文政二年(一八一九)四月の初演段階で右のような問題が起き、道頓堀ともめたこと、それによって十三歳以下の者で興行を行うと一札入れさせられたことがわかり、この時点ですでに十三歳以下での興行が決定づけられていた。

また『関蟬丸神社文書』には天保三年(一八三二)閏十一月付の次のような文書が存在する。

文政二卯年

説教名代

中山雛松

一 御霊社境内説教座名代松嶋万五郎興行之儀、別当所役人奥印仕御願申上興行罷在候処、当月五日道頓堀芝居主共より、右方相手取一座之中長年之者共召抱候趣、御糺之義奉願上候段、万五郎より別当所へ申出、長年之者共奉恐入、右一座之者共相糺候処 御公儀御制法相守、長年之者共決而無御座候様申上候、全ク芝居主共不礼之義奉申上候様乍恐奉存候、元來說教座之儀者、年齢ニ相抱り候義〔無御座候也〕得共、社地は勿論諸芝居之役者惣而十三歳以下と申義 御公儀之御制法之旨、元禄二己十月十六日被渡有之、則惣会所掟右之通と説教者とも相心得罷在候得は、御制法通り十三以下ニ而行為業仕候義、聊相違無御座候、右様ニ御座候得は、何れ之芝居も同様之義可有御座所、道頓堀は長年ニ而も不吞、外々者十三以下ニ限り候様、芝居主も心得違仕罷在哉も乍恐奉存候、(中略) 且双方差支義ニ而も出来仕候而者、末々之もの共及迷惑可申と奉存候間、何卒格別之御憐愍ヲ以双方和談仕、無難ニ渡世相続仕候様之仰付被下置候ハ、別当所ニおゐて如何計難有奉存候、依之ながら恐右御窺奉願上候以上

但文政二辰三月七日説教座ニ被仰渡御制法御掟ニ、年齢限無御座、且又歌舞伎役者之御掟も守候様、御書被仰付罷在候、不□□□□以上⁸⁾

この資料は天保三年(一八三二) 閏十一月に、道頓堀の芝居主達が御霊社境内で説教讀語座を興行していた松嶋万五郎を相手取り、十三歳以上の役者を交えて興行しているので何とかしてほしいと訴え出した件に対する回答である。これによると、訴えられた時点では、松嶋万五郎座では十三歳以上の役者は一人もいなかったこと、元來說教は年齢制限などはなかったのであるが、元禄二年(一六八九)十月に芝居の役者はすべて十三歳以下に限るといふことを言い渡されていることから、その規約に従っていること、本来この元禄二年の規約はすべての芝居に関わるはずであり、道頓堀といえども十三歳以下の役者で行うべき所であるが、何故か道頓堀の芝居主達は道頓堀は十三歳以上の役者を置いても良く、それ以外の芝居はすべて十三歳以下で興行すべきであると勘違いしていることを訴えつつ、それでもこの訴訟が拗れて興行ができなくなるのは困るので、何とか穏便に和談したいとある。そして、文政二年(一八一九) 三月に説教座が興行許可を得た時点では、その掟に年齢制限はないが、歌舞伎役者の掟を守っていることを申し添えている。同じ文書中には元禄二年(一六八九) の掟も掲載しており、この主張の正当性を補佐している。ちなみに元禄二年(一六八九) に年長の者による歌舞伎興行が禁止された記録はなく、この法令は『関蟬丸神社文書』以外では未見であることから正誤の程は不明である。先の『摂陽奇

観』の内容を見れば、文政二年（一八一九）段階で十三歳以下の取り決めがなされていることがわかるのであるが、蟬丸神社側は本来は説教に年齢制限はなかったこと、文政二年（一八一九）の許可段階でも同様であったことを主張し、それでもこの法令に則って十三歳以下で興行を続けているのだと力説した。一方で何とか和談に持ち込みたいと願ひ出ていることから、関蟬丸神社としてはこの法令を持ち出し、正当性を主張することによって、この段階での興行禁止を避けようとしたのだと推測できる。こうして天保三年（一八三二）段階でも関蟬丸神社は公儀に対し、説教讀語座は十三歳以下の子供による上演に限ることを正式に認めたのである。これらの資料から、説教讀語座の実態は、十三歳以下の子供による歌舞伎狂言を行う団体であったことがわかる。また一方では、十三歳以下での興行という取り決めがなされていたにもかかわらず、すぎあらば年長者を交えて興行していた実態も見出せるのである。この説教讀語が辿った歴史は章を改めて検討する。

二 説教讀語と宮地芝居

1 宮地芝居概略

近世の歌舞伎・人形浄瑠璃興行は、基本的に公儀によって管理されており、興行地が限定されていた。いわゆる芝居地と呼ばれる場所、大阪でいえば道頓堀、江戸でいえば晝屋町、木挽町、堺町、

のち天保改革期に一括された猿若町などである。これらの場所には公儀によって興行を正式に認可された大芝居が存在していたが、この芝居地以外にも無許可の芝居が町中に存在した。それらのうち、寺社境内や門前等で行われた歌舞伎・人形浄瑠璃を宮地芝居と称する。宮地芝居がいつ頃から行われていたかは定かではない。記録上では元禄年間には禁令が出たとあるので、それ以前から盛んだったと考えられる。この禁令が解かれたのがいつなのかは不明であるが、いつの頃から再び宮地にて興行が行われていたところ、正徳四年（二七二四）に絵島事件のあおりで禁止された。享保二十年（二七三五）に晴天百日興行、興行地限定という限定で許可されたが、これらはその内容から主に江戸を対象として行われたと考えられる。この際、これらの一連の禁止―再興の動きが大坂の宮地芝居に及んだかどうかは、記録がないため不明である。その後、宮地芝居は天保十三年（一八四二）に天保改革で禁止されるまで、大芝居とは異なる形式で興行が容認されていた。

2 大坂の宮地芝居

大坂の宮地芝居が最初に興行されたのは宝暦七年（一七五七）、天満天神境内においてである。その後、宝暦十年（二七六〇）に座摩社内において、宝暦十一年（二七六一）には御霊社内において興行が開始された。大坂の宮地芝居の代表格とされる三社の一社とし

て座摩、御霊と並列される稲荷社では、興行がいつ開始されたのかは定かではないが、役者評判記上での記録の初見は明和七年（一七七二）⁽⁹⁾である。これらの代表的な興行地の他には、堀江新地和光寺内阿弥陀池、生玉、高津社、難波村法善寺等があり、合計九カ所が認可された興行地であった。⁽¹⁰⁾

途中火災や諸事情により中断する所もあるが、座摩、御霊、稲荷の三社においては文政期以降ほぼ恒常的に興行が行われた。天保十三年（一八四二）に天保改革によって宮地芝居は全面的に禁止されたが、安政四年（一八五七）に再興が認められ、明治に至るまで興行され続けた。

大坂の宮地芝居では、最初は中ウ芝居⁽¹¹⁾を興行していたが、天明期頃から子供芝居⁽¹²⁾を興行するようになっていったとされている。⁽¹³⁾中ウ芝居、子供芝居とは、大坂における芝居の格の分類で、大芝居・中ウ芝居・子供芝居に分けられる。この分類は座や役者の序列を決定するもので、中ウ芝居として上演した座は中ウ芝居格の座組、中ウ芝居に出演した役者は中ウ芝居格の役者となる。したがって宮地芝居の格は中ウ芝居または子供芝居の格で、大芝居は寄進芝居などの例外を除いて宮地で興行されることは基本的にはなかったと考えられる。

大坂の芝居興行は、江戸と異なり座と劇場が完全一致していなかった。江戸における市村座、中村座、森田座などの座が専用劇場を

持ち、他所で興行されることは例外を除いてなかったこと、また名代に関しても常に一定であったのに対し、大坂では興行する座と劇場は常に一致しておらず、上記の格の分類に関しても劇場で決定されるわけではなかった。大坂では名代および櫓は近世初頭に認可されたものに限られており、それが利権として売買あるいは賃貸されていた。通常は座本となる人物が座を構成する人員を集めて座組を行い、興行を行うために興行権（名代）を借り、更に櫓主と呼ばれる劇場所有者から劇場を借りて興行を行う形が一般的であった。したがって劇場という視点で見ても、同一劇場で常に同一の座が興行しているわけではなく、また座という視点から見ても座本も常に一定の人物が行っているわけではない。格の分類は、基本的には座組によって決定されるものである。通常ある格の劇場であると認識される理由は、その格の座による興行が多いことによるイメージであり、本来は劇場が一定の格を有しているわけではなかったが、一定の格の座による興行が続くうちに、その格の劇場というイメージが強くなっていったと考えられる。そうして宮地の劇場は、中ウ芝居・子供芝居興行が続くうち、その興行地として認識されるようになったのである。

3 宮地芝居における説教讃語興行の歴史

I 初期から天保改革前まで

大坂の宮地芝居、とくに三社と呼ばれる座摩、御霊、稻荷の各社における芝居興行史をみていくと非常に特徴的な傾向を見出せる。文政以降、「説教讃語名代」を名乗る人物によって興行が繰り返されるのである。ここでは宮地芝居における説教讃語の歴史とその意味を検討する。

説教讃語に関する資料は、前章で述べたとおり、芝居番付等に説教讃語名代として記載されているもの、役者評判記で取り上げられているもの、関清水蟬丸神社文書に所収されている文書の三種類がほとんどであり、『摂陽奇観』に若干の記述があるのを除いて、他の大坂の歌舞伎関係資料、同時代の大坂町奉行所関係書類や各種随筆等には皆無と言って良いほど記載がない。したがって、説教讃語の歴史やその意義を検討するには前述の芝居番付類、役者評判記類、『関蟬丸神社文書』の三種類の資料を主要資料として取り上げるが、そのうち芝居番付と役者評判記は、その興行が説教讃語名代によって行われていることを示すだけで、興行に至る過程や説教讃語座としての興行の意味などは推測することはできない。したがって、基本的に歴史の変遷等は主に番付、役者評判記を基に調査し、その意義などを考察する場合は関蟬丸神社文書から検討していく。

大坂での説教讃語興行の記録の初見は寛政七年（一七九五）、清水金太夫による興行である。これは関蟬丸神社文書中の、文化九年（二八一二）の日付がある諸役人にあてた口上書に記載された記録

が唯一の資料である。同じ関蟬丸神社文書中に寛政七年（一七九五）十一月に京都町奉行所より御尋があった際に返答した口上書が存在しているが、それは同年七月に清水金太夫が興行を願い出た際の、京都町奉行所からの照会に対し返答したものである。ただし、この時点で興行願が提出されたのはこれらの文書で明らかであるが、それ以上の資料がないため、許可、興行に至ったかは不明である。

これに続く記録は寛政十年（一七九八）で、同じく清水金太夫による興行願である。斉藤利彦氏は先の発表において、寛政七年、十年の興行に関しては同時代資料から確認できないとされた。しかし、寛政十年（一七九八）三月刊の役者評判記『役者見物左衛門』に、

大坂御霊社境内芝居惣者目録

蟬丸宮勸進 藤原

御免 名代 清水金太夫

諸国順行 時兼

とあるところから寛政十年に清水金太夫による興行が行われたことは確実であると考えられる。ただしこの興行は単発あるいは数回で終わり、しばらくは中絶状態であった。

これに次ぐ興行記録は文政二年（二八一九）閏四月、稻荷社内における興行である。これに関しては『関蟬丸神社文書』以外に『撰

陽奇観」にも、

一 同月ばくろう町稻荷社内小家ニ而説教芝居興行

此度蒙 御免蟬丸宮配下之者共打寄座組興行仕候間初日より賑々敷御見物ニ御出可被下候

説教讚語名代

中山雛松

という記録がある。⁽⁶⁰⁾この興行に関する願書は文政二年(一八一九)三月に提出され、三社での興行が許可されたことが『関蟬丸神社文書』中に散見する。⁽⁶¹⁾役者評判記ではその記録をみることはできないが、芝居番付では稻荷社内での興行は、文政二年閏四月二三日付、説教讚語名代中山雛松による『蟬磨呂』、『五大力士緘』の番付⁽⁶²⁾、座摩社内での興行は、文政三年正月十三日付、説教讚語名代谷村富之助による『蟬磨呂』、『化粧六歌仙』、『玉藻前 曦 杖』の番付⁽⁶³⁾が確認できる。一方御霊社の芝居小屋は『摂陽奇観』の文政二年(一八一九)の条に「御霊小家ハ当春焼火ニ付興行不仕」とあり、この時点では興行できなかったことがわかる。

これ以降、天保十三年(一八四二)に天保の改革によって宮地芝居が禁止されるまで、座摩、御霊、稻荷の三社はほぼ恒常的に興行を続けたが、そのすべてが説教讚語座によるものではない(表1参

照)。芝居番付等をもとに見てみると、座摩社では、文政三年(一八二〇)正月、説教讚語名代谷村富之助による興行の後、説教名代による興行は文政十一年(一八二七)九月まで確認できるが、それ以降天保十三年(一八四二)までは説教讚語名代による興行は見あたらぬ。なお、斉藤利彦氏は天保八年(一八三七)正月から九年(一八三八)三月にかけて行われた名代増田宗橋による一連の興行を説教讚語としていたが、番付を見る限り名代増田宗橋の名称に「説教讚語名代」と記入されているものは一点もなく、『関蟬丸神社文書』の同時代資料中にもそれを示す記述は皆無である。斉藤氏が依拠する資料は文久元年(一八六一)の堺での芝居興行申請の資料であり、またその他の増田宗橋関係の記録もすべて嘉永六年(一八五三)以降の文書である。⁽⁶⁴⁾芝居興行申請は古記に随って許可されることが多いため、古記を捏造することは十分に考えられる。また嘉永六年(一八五三)は、天保改革を経て関蟬丸神社が宮地芝居再興をしきりに訴え出ていた時期であり、興行が中断していたこともあって、昔からの勢力を主張するための資料捏造は簡単に行える時期であったと推測できる。天保改革を挟んで前後では状況が一変することから、天保改革期は変換期として注意しなければならない時期であり、安易に天保改革後の資料を天保改革以前の記録に適用するのは危険であると考えられる。したがって天保八年(一八三七)から天保九年(一八三八)にかけての増田宗橋の興行は、本稿では説教讚

表1 三社興行一覽(文政二年〜天保十三年)

年月	座摩社	御霊社	稻荷社
寛政十年 文政二年閏四月	谷村富之助 竹田外記・竹田三右衛門	清水金太夫	中山雛松
同三年正月	谷村富之助 竹田外記・竹田三右衛門	松嶋万五郎	松嶋万五郎
同四年正月	谷村富之助 竹田外記・竹田三右衛門	松嶋万五郎	中山雛松
同五年閏正月	谷村富之助 竹田外記	不明(寄進芝居)	竹田近江大塚
同六年正月	市川門之助 ←文政十一年九月	松嶋万五郎 竹田縫之助 竹田左内	竹田縫之助
同七年八月	山下金大夫	板東高麗吉 尾上音松 松嶋万五郎	亀山登左
同八年正月	柏木金大夫・柏木小雛	松嶋万五郎	亀山登左
同九年正月	竹田縫三郎	松嶋万五郎	亀山登左
同十年正月	竹田縫三郎	松嶋万五郎	亀山登左
同十一年正月	竹田吉五郎(裏門) 竹田平吉 亀山平吉 目中舎(奥)	市川市二郎	水川宮内(人形浄瑠璃) 市川菊松(北門)
同十二年閏正月	市川三木松	嵐卯之助 中村福蔵 嵐新蔵	中村鶴松(北門) 中村玉三郎(北門)
同十三年正月	市川三木松	嵐卯之助 中村福蔵 嵐新蔵	中村鶴松(北門) 中村玉三郎(北門)

※名前は名代名(大字が説教讚語名代)
※()内は番付に記された劇場(所在地)名あるいは補足

語とはみなさない。以上のことから、天保十三年(二八四二)までの興行中、確認できる説教讚語座の興行は文政年間のみである。

稻荷社では、文政二年(一八一九)閏四月の説教讚語名代中山雛松による興行の後、文政三年(二八二〇)七月までの興行は確認できるが、それ以降天保十三年(二八四二)までは歌舞伎興行は見あたらぬ。一方、人形浄瑠璃では、天保八年(二八三七)に関蟬丸神社が大坂の宮地で興行する人形浄瑠璃に対して、人形浄瑠璃興行は説教者の芸であると主張して浄瑠璃太夫との間で訴訟を起こし、天保八年(一八三七)十月から十二月まで水川宮内が説教讚語名代として人形浄瑠璃興行を行った^⑧。この人形浄瑠璃興行は、浄瑠璃太夫との訴訟に負けたため、三ヶ月で終了する。そしてこれ以降、稻荷社では、説教讚語名代による興行は歌舞伎・人形浄瑠璃ともに行われていない。したがって、稻荷社では歌舞伎としては文政年間のみ、人形を含めると天保八年十二月まで興行が確認できる。

御霊社は、座摩、稻荷と並んで文政二年(一八一九)に興行を許可されたにもかかわらず、前記のように火災で劇場が整わず、他所と足並みをそろえて興行を開始することはできなかった。

説教讚語座興行の芝居番付の初見は文政三年(二八二〇)十一月、説教讚語名代松嶋万五郎による興行であると考えられる^⑨。

これ以降の番付は文政八年(二八二五)十月と、天保四年(二八三三)正月から天保九年(二八三八)正月にかけて、名代松嶋万五

郎によって興行されたとするものが残存する。ただし、この年代は目録作成時に判断されたものである。芝居番付には、年は干支のみ記されるのが通例であり、元号が記されることは少ない。したがって判断が誤りであった場合、十二年単位で動く可能性はある^⑥。また、これらの松嶋万五郎による興行と御霊社での他の興行とを照合してみると、確実にこの時期であると確定しがたい。天保四年（一八三三）正月から天保九年（一八三八）正月にかけての興行は、十二年前の文政四年（一八二二）正月から文政九年（一八二六）正月とも考えられるのである。ただし前章三節で考察したように、天保三年（一八三二）十一月に上演役者の年齢に関して道頓堀芝居主から苦情が出ているので^⑦、この時期に興行していたことは間違いないと考えられる。番付の年代確定は、その時期の動向や演目、表記された人物の動向などを加味して検討する必要がある^⑧ので、また機会を改めて考察したい。御霊社の興行は、動く可能性をもって年代をみるならば、上限が文政三年（一八二〇）十一月、下限が天保九年（一八三八）正月までの間であったと考えられる。

その他、先にあげた宮地興行地のうち、天満天神境内および堀江和光寺内阿弥陀池での興行は、若干番付が残存しているものの、それらの番付には説教讀語名代を記したものは存在しない。またそれ以外の興行地は、番付がほとんど残存していないこと、『関蟬丸神社文書』の中でも記述がないため未詳である。

以上、説教讀語座の興行開始から天保改革までを整理すると以下の特徴があげられる。第一に、興行開始は寛政十年（一七九八）であったと考えられる。寛政七年（一七九五）にも記録はあるが、この段階の資料はすべて『関蟬丸神社文書』によるものであり、また役者評判記・芝居番付類では確認できない。したがって、この段階では興行されたとは断定できないので、現在のところ説教讀語による興行の初見は寛政十年（一七九八）と考える。

第二に、寛政年間の興行は単発あるいは数回の興行で終了し、説教讀語が恒常的な興行を開始したのは文政二年（一八一九）三月であった。これは、寛政十年の後は各種役者評判記ならびに芝居番付をみても記録がなく、また『関蟬丸神社文書』内にも中絶したと書かれている。中絶していたということを表明することが関蟬丸神社の利益になるとは考えられないので、この記述は改竄ではなく事実を述べていると考えられることから、寛政年間の興行は、段階は不明であるが中絶したと考えられる。そして、表1をみれば、文政二年（一八一九）以降は天保年間まで興行の記録がみえるので、文政二年（一八一九）の興行許可は恒常的な興行の許可であったと考えられる。

第三に、文政二年（一八一九）以降座摩・御霊・稻荷の各社で興行が行われたが、表1をみてもわかる通り、それらの場所での興行はすべてが説教讀語座によるものではなく、その他の歌舞伎興行も

行われていた。説教讀語による興行回数もそれほど多くはない。宮地での歌舞伎興行許可はもっと早い段階で出ており、文政二年（一八一九）までは他の座が歌舞伎興行を行っていたのであり、また文政二年（一八一九）段階の許可は説教讀語の興行に関する許可であって、宮地での興行を説教讀語に限っているわけではないことから、説教讀語以外の座が興行することは十分にあり得たと考えられる。ただし、説教讀語か他の座のどちらが興行を行うかを決定するシステムに関しては不明である。

第四に、この時期は天満天神、堀江和光寺内阿弥陀池での説教讀語の興行は確認できず、またその他の宮地においても不明である。

『関蟬丸神社文書』内でも、天保十三年までの資料には、座摩・御霊・稻荷以外の宮地興行に関する記録はなく、役者評判記・芝居番付等でもその記録はみえない。したがって三社以外の地での興行は基本的にはなかったと思われるが、その理由については資料がないため不明である。この問題に関してはまた機会を改めて考察したい。

第五に、説教讀語座の興行時期であるが、座摩では文政十一年（一八二八）九月、稻荷では天保八年（二八三七）十二月以降、天保の改革開始までは資料が残存しない。また御霊での興行は、先に述べたように番付年代確定が難しいことから短ければ天保三年（一八三二）、長くても天保九年（一八三八）正月までである。これらから考えると、文政二年段階で恒常的な興行権を得たとはいえず、説教讀

語は早ければ天保三年（一八三二）、長くても天保九年（一八三八）までしか興行していなかったのではないかと推測できる。天保八年（二八三七）の浄瑠璃太夫との訴訟という動きを考え合わせると非常に興味深い。

II 天保改革期

天保十三年（一八四二）四月に次のような法令が發布された。

（前略）

一 町家ニおゐて、小見世物同様、浄瑠璃、又者軍書講釈・噺等之類、奉行所江無断座料ヲ取、人集致候儀

一 寺社境内、其外ニ而、小見世物等、男女人交催候儀、或曲馬与唱、女馬乗等致し、歌舞妓狂言同様之儀いたし候儀

（中略）

右之條々令停止候。(後略)

儉約令の一環として十四項目をあげて禁止したもののうちの二ヶ条で、一点は町家で小見世物のようなこと、すなわち浄瑠璃、軍書講釈、噺などを許可なく行って席料を取っているような興行の禁止、もう一点は寺社境内で小見世物などをして人集をして興行しているもの、あるいは曲馬と称し女性に馬乗りをさせ曲芸を見せたり歌舞

伎狂言のようなことをするものの禁止である。これらには直接説教讃語とはあげられていないが、特に二点目の寺社境内での小見世物等の禁止は、間接的に関わつてくると考えられる。また『関蟬丸神社文書』には、

一此度御改革ニ付、江戸表寺社家助成筋ニ付、前々御□ニ相成有之候、右境内借屋ニおゐて寄場と唱、女浄瑠理又者浄瑠理太夫人形を取交、其余種々之芸人相雇、見物人を集座料を取相催候もの追々相増候ニ付、右ヶ所之儀諸寺社境内ニ而都合九ヶ所江今般取極メ、相雇差留シ候品ハ、神道講釈或は心学軍書講（カ）、昔（カ）晰シ等ハ格別、右四業之外余業之者差留シ候儀は勿論、同所江茶汲女又は女商人都而婦人を差出シ、且晰し中江鳴物等取交候儀は堅ク致間敷、并香具店ヲ唱売業弘メ之ため、あやつり又者子供仕方物まね等之中ニ者、先年之願済とハ引違、哥舞伎ニ紛敷取計ニ及候趣も相聞如何ニ付、是又一統差留有来り候場所ハ早々取払、当時に絶置候分も向後再興致間敷、且又土弓場江形容取かざり候婦人を差出シ、自然不取締之儀ニ有之哉ニ付、右場所江婦人差出シ候儀堅不相成段、江戸表ニおゐて諸寺社家江被 仰渡候間、当表寺社境内ニ於而小家掛之儀は、生玉座摩天満天神上難波御霊玉造稻荷堀江和光寺難波村法善寺高津社右九ヶ所江取極メ候間、其方共拜所空地ニ致し候小家掛等、

神道講釈（カ）或ハ心学講釈軍書昔咄シ等ニ而も不相成候間、是迄有来候共向後相止可申、尤本茶屋計ハ差免シ候、右之通被 仰渡一統奉畏候以上

天保十三寅年

九月十二日

網嶋

天満東寺町

大長寺

万宝院

新難波西町

菱屋町

吉岡院

大学院

常安町

安治川上菟丁目

理□院

円満寺

御池通三丁目

弥兵衛町座摩社務所

宝積院

木村図書

同町

安土寺三丁目

柏屋一安

南光院

堂嶋永楽町

御池通菟丁目

塩屋平兵衛

兵庫屋午太郎

南新町二丁目

代判十助

銭屋九兵衛

玉造森町

玉造半入町

大和屋弥三郎

河内屋卯之介

同家属知清

同家宗珠 橋町丁内持

劍先町 年寄 節屋孫兵衛

岩見屋市兵衛 内久宝寺町

大乘院^⑦

という天保改革時の触の写しが残されている。この法令では、右記十八ヶ所へ、寄場と唱えて女浄瑠璃または浄瑠璃太夫人形を取り交わし、その他いろいろな芸人を雇い、見物人を集め座料を取り催すこと、嘶の中へ鳴り物などを入れること、ならびに香具店と唱え、売薬のためにあやつり又は子供仕方物真似等をする中には、先年願済のものとは違い、歌舞伎と紛らわしいことをしていることから、興行場所を生玉座摩天満天神上難波御霊玉造稻荷堀江和光寺難波村法善寺高津社の九ヶ所へ限り、かつそこで興行して良い内容は神道講釈あるいは心学軍書講釈昔話の四業で、これ以外の芸業は禁止した。そうしていままで興行していた場所は早々に取り払い、現在中絶している分も今後は再興しないように命じた。ここからわかることは、説教讚語が興行していた地域は、この法令では全面的な禁止の対象になっていないが、そこで行ってよい内容は神道講釈・心学・軍書講釈・昔話の四業のみと限定されていたことである。したがって四業に入っていない説教讚語は興行できなくなっていることがわかる。また同年十一月には「俄師渡世差止之事」として同様に

俄師の市中での歌舞伎・狂言などの趣向を凝らして軽口、所作することを禁止した^⑧。ここでは俄師に限定されており、説教讚語とは関係ないが、このように歌舞伎に関係する芸能興行が地域、興行者ともに段々と限定されていく様が見える。

そうして月日は不明だが、「天保十三癸寅年、御趣意ト称シ公事御変革之際、在来興行芝居者、裾居櫓主及名代・芝居主退転之分ハ減シ切被申付、左ニ定限被立候^⑨」として道頓堀の角、若太夫、竹田中、筑後の各芝居と堀江市の側西側芝居の六ヶ所に限定された^⑩。このようにして、大坂での芸能興行は規制され、宮地では興行できなくなったことがわかる。そのことは、『関蟬丸神社文書』の、

(前略) 天保十三寅年迄其座組罷在候処、宮境内小京都而取払仰付、説教座之儀者他郷ニおゐて興行可致御達之所、(後略)

という記述からも裏付けられる。大坂では右記六ヶ所を除いて、宮地、町家においても芸能興行はできない状況になっていたのである。斉藤利彦氏は「天保改革の芸能統制」下においても興行そのものは禁止されていない^⑪と述べている。斉藤氏は、「他郷ニおゐて興行可致」の部分をもって興行そのものは禁止されていたのではないと解釈しているのかもしれない。しかし、宮地芝居が再興される安政四年(一八五七)までの間には、説教讚語はおろか、宮地芝居の

番付が一点も存在しない。これは右記の法令からみる大坂の興行状況を裏付けていると考えられる。さらにこの禁止の期間に関蟬丸神社から再興願が何度となく提出されているところから考えると、宮地芝居は全面的に禁止され、説教讀語座の興行は現実的には行えなかったことは確実であり、関蟬丸神社は、説教讀語座の興行が、少なくとも大坂では禁止状態であると認識していたと考えられるのである。

III 再興から幕末まで

安政四年（一八五七）十二月、次のように言い渡された。

此度市中為繁榮、曾根崎新地堀江天満等江、新規芝居小屋壺ヶ所宛、并ニ三郷通用ニて、能舞台相撲櫓壺ヶ所宛差免候、追々場所取極、右芝居ニ而芸業之儀者、操座浄ルリ舞大夫説教座等之内、興行申付候

（中略）

一 当表寺社境内ニ、前々より仕来候芝居小屋、先立而為取払候所、此度生玉座摩天満天神社上難波丁仁徳天皇社御霊社玉造り稲荷社堀江和光寺難波村法善寺高津社等境内ニ而、然堀込柱繩からミ小屋ニ而、操座浄ルリ説教座之内、興行新規ニ差免候右之条々今般江戸表より御下知ヲ以申徒候⁷⁹

市中繁榮の為に「曾根崎新地堀江天満等」ならびに「此度生玉座摩天満天神社上難波丁仁徳天皇社御霊社玉造り稲荷社堀江和光寺難波村法善寺高津社等境内」への操座、浄瑠璃、舞大夫、説教座の興行が許可されたのである。しかも「江戸表より御下知ヲ以」とあるところから、この再興許可は大坂町奉行所の判断ではなく、幕閣老中レベルでの判断であったことがわかる。

これをうけて宮地芝居は再興されたのであるが、説教座再興にあたっては関蟬丸神社から次のような取り決めが行われた。

一 右寺社之義者、座摩上難波御霊天満天神生玉玉造稲荷堀江和光寺難波村法善寺高津之境内ニ而、夫々其筋江引合、右九ヶ所にて興行可仕、仍之先規之通夫々名代人取極メ、兼而御届申上置右之者ともより、社坊奥印書付を以、興行度毎可奉願候事
一 説教芝居之趣意者、文化之度御尋ニ付奉申上候通、世人教化之ため説教俗談を基と仕、其時之人情ニ相叶候今様風流を相交、且説教をハ十三歳已下之者共ヲ以興行仕候義ニ而、以来弥蔵重ニ取締可仕候事⁸⁰

宮地芝居再興に際し、座摩、上難波、御霊、天満天神、生玉、玉造稲荷、堀江和光寺、難波村法善寺、高津之境内で興行する説教座

の者は、中絶以前の規則の通りに名代を置き、その筋（説教者）の者を集めて興行を行うこと、その際やはり先例に則って興行毎に社印を施した書付を提出すること、説教芝居の内容は文化年中のお尋の際に返答した通り、世人教化のため説教俗談を基礎として、人情にかなうように今風の話もその時々で用いること、十三歳以下の子供で興行することという内容である。これに対して以下の各社で歌舞伎興行を行う名代達はこぞって説教配下を名乗り、関蟬丸神社から説教讚語名代の免状を受けている。

生玉社内	松嶋当舎
高津社	岡本芳之助
御霊社	清水吉次
天満天神	日暮三津蔵
玉造稻荷社	伊藤槌松
座摩社	宮川門之助
上難波社	高橋季吉
和光寺	小山岩橋
法善寺	神山亀吉
曾根崎新地	宮本三吉
天満郷	島村元之進
堀江	松井岩見 ^⑧

一方、芝居番付をみると、座摩の場合、安政六年（一八五九）四月から記録が残っているが、文久三年（一八六三）十月まですべて宮川門之助座本による説教讚語興行である。文久三年（一八六三）十一月から元治元年（一八六四）九月まで約一年近くの番付がないのでその間は未詳であるが、元治元年（一八六四）十月から慶応元年（一八六五）正月までは日暮三津蔵が、その後慶応元年（一八六五）四月からは高橋竹蔵が説教讚語名代を務めている（表2参照）。

御霊の場合、再興後の安政五年（一八五八）七月から元治元年（一八六四）三月まではすべての興行を清水吉治が名代として行っている。その後は元治元年（一八六四）五月から慶応元年（一八六五）三月までは日暮三津蔵が、慶応元年（一八六五）四月からは高橋竹蔵が名代を務めている（表2参照）。

稻荷の場合、安政五年（一八五八）五月から慶応三年（一八六七）三月まで高橋季吉が名代を務めており、慶応三年（一八六七）七月からは高橋竹蔵が名代を務めて説教讚語を興行している（表2参照）。

堀江和光寺内阿弥陀池では、安政五年（一八五八）五月に一回清水吉治が務めた後は、安政五年（一八五八）七月から六年（一八五九）二月まで小山岩橋が、安政六年（一八五九）十一月から文久三

年（一八六三）十一月までは神山亀吉が説教讀語名代を務める。その後は慶応元年（一八六五）二月に一件だけ日暮三津蔵名代の芝居番付が存在するが、慶応元年（一八六五）三月から慶応三年（一八六七）八月までは高橋竹蔵が説教讀語名代を務めている（表2参照）。

一方天満天神では、安政五年（一八五八）二月に一回「座本中村梅治郎／名代日暮三津蔵」で日暮三津蔵名代の芝居が行われているが、その後安政五年（一八五八）八月から文久二年（一八六二）三月までは中村玉五郎が、文久二年（一八六二）五月から元治元年（一八六四）五月までは例外一件を除いて中村歌松が、元治元年（一八六四）八月から慶応三年（一八六七）十一月までも例外一件を除いて市川小伝治が座本を務めていた。

以上を見ると、再興後の特徴としては、第一に一定の名代で興行

表2 興行一覧（安政五年～慶応三年）

年月	座摩社	御霊社	稲荷社	阿弥陀池
安政五年五月 七月	宮川門之助 ←文久三年十月まで 日暮三津蔵 ←慶応元年正月まで	清水吉治 ←元治元年三月まで 日暮三津蔵 ←慶応元年三月まで	高橋季吉 ←慶応三年三月まで	清水吉治 小山岩橋 ←安政六年二月まで 神山亀吉 ←文久三年十一月まで
同六年四月 十一月				
元治元年五月 十月	高橋竹蔵	高橋竹蔵	高橋竹蔵	日暮三津蔵 高橋竹蔵
慶応元年二月 三月				
慶応三年七月				

※名前は名代名

されており、またそれぞれの名代がほとんどの場合かなり長い期間興行を行っていたことがあげられる。特に安政四年（一八五七）十月段階でその場所の名代免状を受けた名代人は、期間にばらつきがあるものの、ほとんどすべての人物がかなり長く務めていることがわかる。表1の天保改革前と比較すると、天保改革前は多くの場合、短いサイクルで名代の交代あるいは座組の交代があったが、再興後は非常に安定した興行状態であったことがわかる。

第二に、座摩・御霊・稲荷・阿弥陀池では、そのほとんどが説教讀語名代と記載されていることである。若干記載されていないものも存在するが、説教讀語名代と記載されている人物と同一名であるのでそれらも説教讀語として行われていたと推測できる。したがって、再興後は座摩・御霊・稲荷・阿弥陀池で行われたほとんどすべての芝居が説教讀語座の興行であったことがわかる。

第三に、座摩・御霊・稻荷・阿弥陀池では、この時期の番付はすべて「名代」と記載されているのに対し、同じ宮地であっても天満天神社内での興行は、すべての興行で名代ではなく「座本」と記載されている。最初の日暮三津蔵が関係する興行の場合も、日暮三津蔵は名代と記載されているが、座本中村梅治郎と連名になっている。そして日暮三津蔵を含め、すべての名代あるいは座本に対して「説教讚語」の文字は付加されていない。これは例えば新地芝居である堀江新地や曾根崎新地（北新地）での興行でも再興以後のすべての興行が「座本」によって行われているのと同じである。この表記の差が何を意味するのかは芝居番付からは断定しがたいが、少なくともこのような形態の差が生じているので、天満天神ならびに各新地芝居に関しては説教讚語座の興行であるとは断定できない。

第四に、座摩・御霊・稻荷・阿弥陀池の各芝居では、再興当初は右記の再興当時関蟬丸神社で免状を受けた名代が興行していたが、時期は一定しないが途中から名代が替わっていく。名代は基本的に安政四年十二月時点でどこかの名代として免状を受けている人物であったが、最終的にすべての興行地で新規の人物である高橋竹蔵が興行するようになる。この高橋竹蔵に関しては『関蟬丸神社文書』にも記録がないためどのような人物であるかは不明である。

IV 説教讚語と大坂の宮地芝居

以上、大坂の宮地芝居における説教讚語の歴史を辿ることによって、次のことが判明する。第一に、説教讚語座が興行するのは興行開始から全期を通して主に座摩・御霊・稻荷が中心であるが、再興期以降は主な興行地として堀江新地和光寺内の阿弥陀池も参入する。ただし、大坂で興行を許可されていた宮地九ヶ所のうち、右記と天満天神をのぞく四ヶ所、すなわち生玉、玉造稻荷、難波村法善寺、高津の各社における興行の実態は、ほとんど記録がないため不明であり、実際の説教讚語座による興行の有無は未詳と言わざるを得ない。しかし、留意すべき点として、再興前の関蟬丸神社側の資料には、これら四ヶ所の地名は出てこないことをあげておかねばならない。特に説教讚語が大坂の芝居興行に進出した時期から天保改革前までの勢力範囲拡大をねらった時期において、当事者側の資料に一度も勢力範囲としてあげられないということは、その場所は説教讚語の勢力範囲ではなかったこと、またその場所まで進出していかないという意志がなかった、あるいは進出することができない何らかの理由があったとも推測できるからである。ただし、同様の堀江和光寺内阿弥陀池では、再興前には説教讚語座興行の形跡がないが、再興後は一転してすべて説教讚語名代による興行が行われていることを考えると、他所も再興後は説教讚語座による興行が行われていた可能性も考えられる。

第二に、天保改革期においては、説教讚語はまったく興行するこ

とができなかったという点があげられる。天保改革実施時の法令の中には「説教座」あるいは「説教讀語」と明示して禁止されたわけではなかったが、その内容および興行形跡の皆無という状態、ならびに関蟬丸神社からの再三にわたる再興願の提出をみれば、その状態は明らかである。再興許可の文言の中に説教座にも興行を許す旨が書かれていることがなよりの証拠となろう。他の宮地芝居同様、説教讀語は天保改革期には大坂においては興行することができなかった。しかしこの時期が説教讀語のさらなる躍進に繋がっていく。

第三に、天満天神および新地芝居には進出できなかったと考えられる点である。天保改革前はもちろんのこと、再興後『関蟬丸神社文書』では天満天神、曾根崎新地、堀江新地すべての場所で芝居興行を行う興行主に対して名代免状を出したとしているが、実際の興行では天満天神で再興直後に日暮三津蔵が興行していた件を除いて説教讀語名代を受けた人物による興行は行われていない。またこれらの地域では名代と記さず座本としている点からも、説教讀語とは一線を画していたと推測される。再興を機に天満天神ならびに各新地に勢力拡大を図ったが果たせなかったと考えられる。

第四に、全期を通してわかるのは説教讀語の大坂芝居への躍進である。そもそも大坂の芝居とは何ら関係のなかった説教が、説教讀語の名目をもって大坂へ進出し、寛政年間の、おそらく単発の興行の機会を得た。そしてその後、文政年間には恒常的な興行許可を得

て勢力を拡大していく。さらに天保年間には失敗に終わったが操座へ干渉していく動きを見せた。また、天保改革前は興行許可を得たとはいえ、実際の興行は途絶えがちであったにもかかわらず、天保改革期の再興願を経て、再興後には『関蟬丸神社文書』の上では飛躍的な勢力拡大を実現したかのようにみえる。第三であげたように、実際には天満天神や新地においては勢力拡大は実現しなかったのであるが、少なくとも座摩・御霊・稻荷の三社では、天保改革前には途絶えがちであった興行も改革後には説教讀語一色になり、また阿弥陀池にも勢力を伸ばしている。

『関蟬丸神社文書』における再興後の免状配布の資料は、その内容が正しくなかったとしても、そこから関蟬丸神社としての勢力拡大の意図を読みとることができる。再興許可の文言からは、説教讀語のみの興行を許可したとは読めないのであるが、関蟬丸神社は天保改革による断絶を利用してさらなる躍進を図ったのであろう。なぜこのような状況が可能だったのか、またその成功の要因を次章で考察する。

三 関蟬丸神社の躍進

一章において関蟬丸神社が説教讀語という名目の使用を開始した時期、ならびに歌舞伎に進出していく過程を考察し、二章において説教讀語の大坂歌舞伎界における歴史を考察してきた。本章では、

説教讀語が大坂の歌舞伎界において躍進できた要因とその意味を考えていく。

1 関蟬丸神社躍進の開始

説教者は関蟬丸神社に燈明料と祭礼の際の神役を果たすことによって関蟬丸神社から説教讀語の免状、装束、提灯を受けるという関係を築いていた。その免状は興行の際に必要なだけでなく、諸国を巡業する際の通行手形の役割を果たした。また説教者は関蟬丸神社、延いては背後にある三井寺と関係をもつことによって、種々の身分差別から身を守ってきた。関蟬丸神社は説教者から上納される燈明料によって社寺経営を可能にしていた。しかし、地方における芝居興行は、必ずしも関蟬丸神社の免状がなければできないわけではなく、往々にして説教者と関蟬丸神社の関係は途絶えがちであった。それに対して関蟬丸神社は説教者の統制の名の下に何度も各地の調査を行い、説教者との関係を正そうとした。記録に残る範囲でも、正徳二年（一七一二）、寛政五年（一七九三）、文化九年（二八一二）に行われている。この調査は当然のことながら、関蟬丸神社の躍進の要因となった。それは大前提とした説教者との関係回復ならびに燈明料の確保の問題だけにとどまらなかった。寛政五年（一七九三）の調査がほぼ終了したと考えられる寛政七年（一七九五）には、大坂において説教讀語名代清水金太夫による芝居興行が申請され、

寛政十年（一七九八）には興行される。また文化九年（二八一二）の調査の後、文政二年（二八一九）には、大坂三社での芝居興行が許可されるのである。この動きは決して偶然ではないと考えられる。各地の調査を行った関蟬丸神社は、関係を絶っていた説教者を配下に組み込むことに成功するが、その見返りとして、彼等が関蟬丸神社に燈明料を支払っても渡世を全うできるだけの環境を整える必要があったのではないかと推測できる。もちろん大坂における興行のみではすべての説教者に還元することはできないが、大坂という大都市での興行を成功させることによって、地方での説教讀語興行を潤滑に行える環境を整えようとしたのではないだろうか。そしてこの動きは、時代の波に乗ることによって飛躍的に発展するのである。その第一の契機となったのが寛政の改革であったと考えられる。

寛政の改革は、天明七年（一七八八）白河藩主松平越中守定信が老中首座に就任し、開始した改革である。前任者の田沼意次が天明の大飢饉（一七八二〜八六）と困窮による一揆や打ち壊し、収賄政治の露見などによる政治不安等の要因が重なって失脚した後、これを引き継いだ松平定信は、農村改革、商業への介入、異学の禁などによる学問統制、外交政策などを中心とした改革を行った。寛政の改革は享保の改革、天保の改革とともに三大改革に数えられるが、芸能関係に対しては前後の改革ほど厳しい統制が行われなかったこともあって、芸能研究方面ではそれほど注目されてこなかった。し

かし、寛政の改革においては、風俗統制のもとに芸能統制も行われていた。そのうち歌舞伎関係で注目されるのが華美な衣裳の禁止であるが、関蟬丸神社に直接関係してくるのはそれとは異なる動きである。

寛政四年（一七九二）秋に江戸町奉行所より「御府内一党葎簀張にて渡世候者は一統乞胸仁太夫手下支配」と申し渡された。江戸において葎簀張り、すなわち四方を葎簀で囲って小屋を作り、その中で芸業を行って渡世する者は、すべて乞胸仁太夫の支配を受けるようにという通達である。乞胸とは、

乞胸頭は下谷山崎町式丁目仁太夫と申、身分は町人にて、家業之儀は古来より猿若、万歳、操浄瑠理、説教物真似、仕方能、并宮地、明地にて物説講釈、辻放下、綾取、からくり、辻勧進等を職分に致、右之通り身分は町人に候得共、一体右業の儀非人之職分にて、業に付候儀は非人頭善七支配を受來候由（後略）

とあるように、猿若、万歳、操浄瑠理、説教物真似、仕方能、并宮地、明地にて物説講釈、辻放下、綾取、からくり、辻勧進等、主に大道芸を行う芸能者集団で、身分は町人であるが芸業を行う際は非人頭善七の支配を受けるといふ芸能集団である。江戸で小屋掛

興行する者は、すべて乞胸支配を受けるといふ先の通達は、乞胸と非常に似通った、見世物などの芸業を行っていた香具師に対する対応である。歌舞伎は既に統制されており、また非人支配も確立されていたが、その隙間を縫うように活動していた下級芸能者を統制しようとした。すなわち宮地、空き地などで興行するすべての芸能者を乞胸支配にすることで、穢多―非人―乞胸という枠組みの中に統制しようとしたのである。これは寛政の改革における風俗統制の一環で行われたことであると考えられる。

この事例は江戸の例であるが、寛政の改革で行われたこのような政策は、当然大坂にも行われてしかるべきである。ところが乞胸は江戸のみ存在し、他の地域には存在しなかった。またこの一件のような内容の資料が未確認であることから、大坂での動きはそのまままったく考えられてこなかった。しかし、この一件に関蟬丸神社の動きを照らし合わせると、同様な動きをしていることがわかるのである。

関蟬丸神社が寛政五年（一七九三）に諸国の説教者調査を開始したことは先にあげたが、この調査の概要は左の資料から判明する。

（前略）寛政五丑年より濃州飛州尾州参州駿州讚州備州等漸々七ヶ国相改候得共、余国之義は前段申上候通微力之本山之義ニ御座候間、未諸国一統改相済不申候、勿論播州之義も未相改不申候得共、

(中略) 其外此度相改候国々説教讃語之者共、惣人数并小頭分名前、座組免状差遣し候分、別紙ニ相認候

右御尋ニ付御書付奉差上候以上(後略)

寛政五年より美濃、飛驒、尾張、三河、駿河、讃岐、備州(備前・備中・備後)の七ヶ国を調査していたが、他の国は本山が微力であるのでまだ調査しきれないこと、今回調査した国分の説教讃語の者の総人数ならびに小頭の名前、座組免状を発行した人物を別紙にまとめて提出したことがわかる。この調査に際して寛政五年(一七九三)に発行した「古法定書」には、それまで入れられたことのない合葉免許に関する一文が挿入された。これが大坂町奉行所ないしは幕府からの指示によって行われたかどうかを判断することはできないが、少なくとも関蟬丸神社は前年に江戸で申し渡された乞胸の一件を知り、それを意識して香具師の職分である合葉まで含めた形で調査を始めた可能性が高い。何故ならば、関蟬丸神社はこの調査を声高に主張することなく、一通り調査が済んだ寛政七年(一七九五)に満を持して大坂表での芝居興行願を提出した。これに対して公儀から調査が入り、それに回答する形で先の一文を提出し、関蟬丸神社が説教讃語ならびに合葉、万歳など、芸業に携わる者を掌握していることを示したからである。さらに関蟬丸神社は、一章で考察したようにそれまで歌舞伎に関して明確な支配体制を示

していなかったが、芝居興行願で公儀の意識を関蟬丸神社に向け、この回答の時点で、はじめて説教讃語を「人形并歌舞伎」と定義することによって歌舞伎を自らの支配に組み込むことに成功したのである。二章で考察したとおり、寛政七年の興行申請の際は、許可を得、興行できたかどうかは不明である。次いで寛政十年(一七九八)にも再度芝居興行願を提出し、この際は左の口上書を提出している。

(前略) 正徳二年依願日暮八太夫江説教名代差免候と御座候へ共、(中略)

依願京都日暮八太夫并弟子宮古路哥内等ニ右説教讃語座組差免候所、正徳三年より京都寺社於境内芝居興行仕候義ニ御座候而、追々連綿仕芝居興行仕来り候儀ニ御座候、右与四郎七十有余ニ罷成、当時京都河原町四条下ル式丁目津国屋七兵衛方ニ存命罷在候、此度委細御尋ニ付、古記等相改吟味候所、前段之振合ニ相違無御座候、尤説教讃語座組免状之儀、新規ニ差免候儀ニ而は一切無御座候得は、御当地金太夫儀も右同様前願座組興行之儀、御憐憫御沙汰ヲ仕御許容被成下様奉願上候以上(後略)

説教讃語名代は正徳二年(一七二二)の頃から発行し、正徳三年

(二七二三)より京都の宮地で興行を続けてきており、連綿芝居興行を続けてきた。このことは与四郎という七十有余歳の人物が覚えていて間違いないと証言している。説教讚語名代の免状は新たに発行したものは一切無く、このたび興行申請をした清水金太夫においても同様である、という内容である。関蟬丸神社は、新たに大坂表に進出した説教讚語座を、かつて京都で名代免許をもらっていた日暮八太夫とこじつけて、連綿と続いているものであり、新規のものではないと主張した。これは、何か不明な点が出た場合、過去の慣習に従うという幕府の基本方針をねらったものであったと考えられる。そしてとうとう清水金太夫の興行を勝ち取ったのである。

この一連の動きから、関蟬丸神社は寛政四年(二七九二)の江戸での触を非常に効果的に利用して、自らの立場を、江戸における乞胸の地位に匹敵した上方圏における下級芸能者の管理者たらしめようと画策したものだと考えられる。すなわち、それら下級芸能者の主要な興行地である宮地を掌握すべく、その第一歩として大坂での宮地芝居興行を目指した。そしてそれは寛政五年(二七九三)の説教者の調査、掟への香具師業の組み込み、興行の連続性の主張という用意周到な三重の計画によって見事に成功したといえよう。

2 興行権の主張

寛政の改革に乗じて、関蟬丸神社は大坂における芝居興行に成功

したが、これは前章で述べたように単発あるいは数回の興行で、その後中断してしまったと考えられる。その理由は資料がないため不明である。しかし、関蟬丸神社の躍進はここでは終わらなかった。文化九年(一八一二)、関蟬丸神社は左の口上をもって再度各地の説教者調査に乗り出す。

(前略) 京都ニ而日暮八太夫と申者、平名代と申、正徳年中ヨリ諸芝居一件差免ニ置候、大坂ニ而説教清水金太夫と申、寛政七卯年ニ御願奉申上候而、大坂船場宮北ニ而、説教芝居興行仕候義ニ御座候、前書之通無録之蟬丸宮故、右音曲筋芸者共芝居等之者共江、右古記由緒聞セ度奉存候、則宮居柱書ニ日本国中説教讚語勸進師音曲諸芸之祖神と書附御座候、然ル上者右等之者江登山社参仕候様為致度奉存候而、渡世仕来り冥加之之寄附奉納可致様再改仕度、則神事等宮修復之助力ニ相成、神慮納受可有之候、依之今度右御内分御届奉申上候、何卒御憐憫慰之御沙汰ヲ以、御許容被成下候様奉願上候以上(後略)⁹⁾

今回は寛政七年(一七九五)に興行を行っていることもあり、そのことに触れつつ古記の存在をアピールすると共に、再度の調査にあたっては、その対象を「音曲筋芸者共、芝居等之者共」と明示している。この再調査において、関蟬丸神社は多くの香具師を配下に

組み込むことに成功した。⁽⁸²⁾そして文化十二年(一八一五)十二月、再度大坂表での興行願を提出する。⁽⁸³⁾これに対する動向は、『関蟬丸神社文書』中には見えないので実態は不明であるが、次いで文政二年(一八一九)三月に再申請した。この際提出したと思われる資料には、正徳二年(一七二二)時点で京都において日暮八太夫の興行が認められていたこと、関蟬丸神社の由来、説教讚語の免状を関蟬丸神社より発行しており、説教讚語は説教にとって当然の職業であること、警者の職業支配のこと、芝居の根元と説教讚語の関わり、座本に関する説明、説教讚語の歴史、関蟬丸神社が支配する芸業のことなど、八ヶ条に及ぶ口上書の覚が含まれている。⁽⁸⁴⁾そして文政二年(一八一九)閏四月に座摩、御霊、稻荷の三社における興行が許可されたのである。この際興行許可のポイントとなったのは、寛政七年(一七九五)の清水金太夫による興行の実績であると考えられるが、おそらくは文化年間の説教者調査による説教者支配体制も大きな役割を果たしたと推測できる。

斉藤利彦氏は、この文政年間の興行許可に対して、勸進興行としての許可であったという立場を取っているが、寛政年間から文政に至るこれら一連の動向とその書類に記された内容を見ると、過去の興行実績に則して説教讚語名代での興行許可を求めるものであると考えられる。また寛政七年(一七九五)の興行願の文書中に、

一 京都日暮八太夫座組平名代と申義如何哉と御尋ニ付、則当日暮八太夫座譲り請居候鮫屋与四郎相調候処、別紙書付之通相違無御座候、其外之義は京都同様ニ此度座組被仰付候可被下候様奉願上候、尤日数之義者於京都一ヶ年ニ三十日宛三度興行仕候得共、京都之義者平名代数多御座候故、日数割合一ヶ年ニ三ヶ月興行仕候義ニ御座候間、御当地之義者外ニ平名代無御座候趣故、何卒十二月共興行仕候ハ、難有仕合奉存候、尤後々ニ至り外方名代御願申上候義も御座候ハ、其節御下知次第月割ヲ以如何様とも御請可申上候以上(後略)⁽⁸⁵⁾

とある。日暮八太夫は京都で一年に付き三十日を三回、つまり三ヶ月の興行を認められていたが、それは京都には平名代が多くいたからであり、大坂には平名代はいないので、十二ヶ月の興行を許可してほしいという内容である。この文言からは、明らかに過去の実績と同等ないしはそれ以上の請求を示している。すなわち、延宝年間に日暮八太夫が名代を許可された実績を踏襲し、大坂での名代許可を求めており、さらに過去以上の興行期間の延長を求めている。この要求がそのまま通ったかどうかは定かではないが、寛政七年(一七九五)、ならびに文政二年(一八一九)に二度にわたって興行を許可している姿勢、また文政二年以降、天保年間まで興行が続いていくことを考えると、本来何か特別な状況において単発で申請さ

れる勸進という興行形態であったとは考えられない。寛政七年（一七九五）時も文政二年（一八一九）時も、ともに「説教讃語名代」としての恒常的な興行許可を求め、文政二年（一八一九）にはそれが認可されたものと考ええる。

本来関係はない遙か昔の正徳年間の事実、ならびに寛政年間の興行を実績として、関蟬丸神社は文政二年（一八一九）段階で「説教讃語名代」としての興行権を取得した。このたびは寛政年間のように単発あるいは数回のみ興行ではなく、座摩、御霊、稲荷の宮地三社における恒常的な興行権を手に入れたのである。

大坂の歌舞伎界で興行権を手に入れた関蟬丸神社はさらなる利権を求めて勝負に出た。天保八年（一八三七）十月から十二月にかけての水川宮内による人形浄瑠璃興行と浄瑠璃太夫との訴訟の一件である。宮地における歌舞伎興行権を手に入れた関蟬丸神社は、こんどは人形浄瑠璃に触手を伸ばした。大坂の宮地にて興行を行う者はすべて関蟬丸神社配下の説教讃語であるという主張で、人形浄瑠璃を配下に収めようとしたのである。本来古浄瑠璃としての説教は人形浄瑠璃を行っていたと考えられること、また寛政七年（一七九五）段階の回答に、その支配が「人形并歌舞伎芝居等」とあるところから、当然の権利として主張したものと思われる。これに反発した人形浄瑠璃の太夫陣は同年十月から興行を休み、関蟬丸神社配下に下った者だけで水川宮内太夫本・名代による説教讃語芝居が行わ

れた。この一件は訴訟に持ち込まれ、いったんは関蟬丸神社が勝訴したもの、太夫側が上訴し、二回目には「説教と申物は、十五歳迄の子供に狂言を致させ、右説経節を語るを説教讃語といふ、尚又太夫と申すものは中々左様成ものに不有、義太夫浄るりは操に掛けて語る事先例にて、既に官職迄被下候事、各々知る所成ば、其下に可付ものに不有との御さとし⁶⁸」として一転、太夫側の勝訴になった。これは先にあげた、歌舞伎興行で文政二年（一八一九）および天保三年（一八三二）の訴訟問題の際の回答を基にしており、子供芝居としての立場を明確にしたことが裏目に出たことがわかる。

人形浄瑠璃の掌握に失敗した後、天保改革開始まで、説教讃語座による興行の形跡は見出せない。しかし、検討の余地が残る御霊の記録を除くと、座摩と稲荷では、説教讃語座は文政年間しか興行していないことがわかる。もし御霊社の現在天保四年（一八三三）から九年（一八三八）としている記録が文政年間だと判断できたとしたら、訴訟の記録がある天保三年前後を最後に、説教讃語による歌舞伎は行われていないことになる。そう考えると、天保八年の人形浄瑠璃への進出は、この状況を打破するための作戦であったとも推測できるのである。

御霊の記録が天保のままだったとしても、天保九年（一八三八）正月を最後に、説教讃語座は歌舞伎も興行されなくなる。これが天保八年（一八三七）の敗訴が原因なのか、説教讃語座の勢力減少の

ためであったのかはもう少し資料を調査して検討したい。

3 宮地芝居再興と関蟬丸神社の躍進

天保の改革で天保十三年（一八四二）に大坂の宮地芝居が興行できなくなつてから、再度関蟬丸神社の暗躍が始まる。宮地芝居の再興願の提出である。嘉永五年（一八五二）三月には「大坂向寄説教者取調と而、出坂仕度奉願、御聞置之御任せ被仰付候事 依之在来之通、三社境内ニおいて、座組芝居興行仕度、京都御奉行所の御添翰を以、大坂表江出願度数無限事」とあり、再興願の出願を数限りなく行つていたことが述べられている。また嘉永六年（一八五三）四月には、口上覚として、

寺門蟬丸宮由緒配下諸国説教者共、登山近来閑ニ相成候族も御座候而、右等大坂表ニ多分入込罷在候間、先格之通為取調出坂仕度、依而彼地 御役所江、右之旨御申上、寺門役人共在坂取調申度奉存候間、何卒御添翰被成下候様、右願之通御聞濟被成下候ハ、難有可奉存候以上（後略）

とあり、登山してこない説教者が増え、そのような者が多分に大坂へ入り込んでいるようなので以前のように取調をさせてもらえるように奉行所に願い出たと述べている。説教者の調査と把握ならび

に統制を行う、あるいはその許可を得ようとする行為は、寛政・文化の興行申請前の動向とまったく同じであり、再興に向けて準備を進めていることがわかる。ただし同年四月五日の文書に「則大坂御役所江御願申上候所、御聞濟被成下」とあり、この時は調査自体は許可されるが、同年中に提出した宮地芝居の再興願は却下されている。

大坂で宮地芝居再興処理にあつていた用達福井善蔵という者が十二月より他国に行き、そのまま安政元年（一八五四）中は戻らなかつたため、同年中は特に大きな動きはなかつたらしい。そして安政二年（一八五五）四月に次のような願書を提出する。

一 寺門蟬丸宮末流説教座組興行之儀、去ル文政二卯年三月、任先規興行之儀、当御役所において御聞濟被為成下、難有奉存候、御当所先前座摩御霊上難波右三社境内ニおいて興行罷在候、然処去ル天保十三寅年三月、右三社境内小屋取払被仰渡奉畏候、然□間座組織之者、外渡世取凌、罷在候得共、素より休意候家業ニ無御座候而、取凌も難出来、必死難混打過、日々取凌当惑仕居、寺門江歎願仕候、就而ハ夫故彼等一座由緒之者共より□、祖神之御神恩御冥加常燈明神役登山相勤来り候、古格之所当時ニ而者、自分之渡世ニ差困り、右等之役義も自然と等閑ニ相及甚歎ケ敷奉存候ニ付、昨年由緒ヲ以御願奉申上候所、願面不行

屈之趣、御理解被仰聞奉恐入候、然間配下之者共、度々寺門江
歎き候間、不便ニも奉存候、座組興行為仕度、何卒御仁恵之思
召を以、御聞届被成下候ハ、彼等ニ至迄、如何計歎難有仕合
可奉存候^⑧

以前のように、説教者の調査・統制だけでは興行許可が下りないとわかると、説教者が説教讃語を興行できないために困窮していること、それによって関蟬丸神社側も燈明料や冥加金が減り難儀しているということを訴え、宮地芝居再興を願っている。これに対して安政四年（一八五七）十二月によく宮地芝居再興の許可が下りる。

ただし、この宮地芝居再興許可は単に関蟬丸神社の再三の再興願が認められただけではなかったと考えられる。天保の改革では天保十二年（一八四一）に、それまで認められていた「株仲間」という同業者が独占的に営業する組織形態を禁止した。この株仲間が再興されるのは嘉永四年（一八五二）である。この株仲間に対する動向は、天保の改革が緩和政策に向かっていることを示すと同時に、同業者組織による独占営業権の認可という重要な要素を示している。すなわち、芸能関係も株として独占営業権を得る可能性が開けたのである。幕府は株仲間を再興することで市中の風俗取締りを強化し、狼りに素人が各種商売に手を出せない状況を作ろうとしていた。こ

の株仲間再興を契機として、素人による芸能行為を容認するくらいなら、風俗取締りの一環としてそれ相応の女人芸能集団に興行を認可した方がよいという傾向に変化していくのはごく自然な流れである。また、関蟬丸神社側でも株仲間再興を受けて、女人芸能集団という「株」としての再興を意識した。これは「関蟬丸神社文書」中に「此間ニ町中株之儀有之趣也」として芝居とは一切関係のない株仲間の再興が記されていること^⑨、再三にわたる再興願が嘉永五年頃から提出されていることからわかる。また、株仲間にはその営業権を認める見返りとして冥加金の^⑩上納が義務付けられるのであるが、宮地芝居再興に際してこれと同系統であると考えられる冥加金に関する次のような記録が存在する。

一公儀冥加之儀、芝居之度数ニ相納候積り候哉、年々何程と取
究相納め候哉、可相勘候事

但不被仰前、寺門より冥加上納出可然事

右毎年十二月、一度ニ上納仕度奉存候、但不被仰前、寺門より願出義奉畏候、銀高之義者、芝居小屋四後ヶ所も出来、額□も上ヶ興行仕候上ならでハ、治定難仕様奉存□、尤当時取締処借財中ニ付、思わ敷銀主も相付候ハ、其節□御伺申上候^⑪

公儀側から芝居毎に冥加金を差し出すこと、ならびにその金額についての照会があり、これに対して関蟬丸神社側では当然のことにように毎年十二月に上納すると回答している。この一連の、株仲間再興の動向、それを記録する関蟬丸神社、ならびに上納金を要求する公儀の姿勢を考え合わせると、宮地芝居再興は、天保の改革の規制緩和の流れの中で、株仲間の再興をベースとした風俗取締りの一環として行われたことであつたと考えられる。このように、株仲間という視点で見れば、嘉永四年（一八五二）の株仲間再興に目を付けた関蟬丸神社が翌嘉永五年（一八五三）前後からしきりに再興願を出し、玄人芸能集団としての存在をアピールしていく動向と宮地芝居再興に向けての公儀の動向が理解できるのである。

この再興許可で、座摩、上難波、御霊、天満天神、生玉、玉造稲荷、堀江和光寺、難波村法善寺、高津の各境内の九ヶ所での興行が認められ、さらに曾根崎新地、堀江、天満郷等を含めた計十二ヶ所での芝居興行が認められたことは二章で述べた通りである。この許可に際して、関蟬丸神社は、

- ・全堀込縄柱からみの小屋を使用すること
- ・芝居興行を行う際は、先規の通り、名代人を取り決め、興行毎に社坊印押印書付をして願書を提出すること
- ・芝居の内容は、文化年中の問い合わせに対して回答した通り、世人教化のため説教俗談を基本とし、その時々の人情にかなう

ように今風の話を織り交ぜること

・説教芸人は十三歳以下に限り、年長の者は一人たりとも参加させないこと

・衣類は木綿を使用すること

・いかがわしい狂言はしないこと

・興行毎に芸名を書き上げ、また蟬丸神社側で芸人年頭を調査把握し、いつ問い合わせを受けても速やかに答えられるようにしておくこと

という取り決めを、各興行地の名代連名で提出した。ただし、以上のことを神妙に名代連名で記入した後、但し書きで「操浄ルリ興行儀も右に准シ、進退取締仕、其外兼而差免被置候四業之儀者、最初被仰私候通、相守可申候事」と付け足しており、後々の操浄瑠璃その他に対する支配体制への既成事実を付加しておくことにも抜かりがなかった。また前章で述べたように、それが成功するか否かは別として、本来説教座のみへの再興許可ではなかったものの、宮地その他許可された興行地十二ヶ所への名代の配置も行い、劇場が完成し次第順次興行を開始できるような状況を作り上げている。

このように、再興に際して用意周到に立ち回った関蟬丸神社は、説教讀語としての興行のみならず、そこに出演した役者に至るまで説教者として組み込むことに成功し、また歌舞伎だけではなく説教祭文や照葉狂言、女太夫一座、俄、講釈師、香具師、音曲関係者に

至るまで掌握するようになる。このようにして段々と勢力を拡大した関蟬丸神社は、ついに文久元年（一八六一）には許可された十二ヶ所での説教讃語以外の興行を取締りの理由から排除する方向の願書を提出する。そして翌文久二年（一八六二）の文書中に「昨年四月御免之寺社境内ニ而、興行物不残説教名代連印ヲ以、願届仕候様致し度、其筋々江被仰付候様出願之処、一先ッ聞済ニ相成候」とあるように、この願書が容認されたことがわかる。

このようにして、天保の改革という断絶をうまく利用した関蟬丸神社は、ついには大坂宮地でのすべての興行権を掌握するに至ったことがわかるのである。

おわりに

説教讃語と宮地芝居を軸にして関蟬丸神社の動向をみてみると、単に大坂の宮地芝居にとどまらない下級芸能者統制の大きな流れがあったことがわかる。寛政の改革から、公儀は一貫して風俗統制の中で下級芸能者統制を行ってきた。それは江戸において顕著であったが、同様の動きは大坂にもあったことが判明した。

関蟬丸神社は、寛政の改革を機に、下級芸能者を統括する立場を得ようと画策した。これは、江戸では乞胸という、まさに下級芸能者を統制するのに適任である芸能集団があったのに対して、大坂には確固たる組織が存在しなかったことに起因する。関蟬丸神社が掌

握する地域は正確にはわからないが、記録を見る限り、一時期の江戸の説教太夫を除けば、東は駿河あたり、西は豊後までの広がりをもつ。また関蟬丸神社に関係していた人々は、説教者という、まさに幕府が統制しようとしていた下級芸能者たちであり、またその芸業は乞胸のように下級芸能を広く含んでいた。江戸にしか存在しなかった乞胸の役割を上方圏で担うには、関蟬丸神社はまさに絶好の立場だったのである。

三章で考察したように、寛政の改革による下級芸能者統制を契機として、関蟬丸神社の躍進は開始された。まずは目標を大坂宮地における歌舞伎興行に設定し、それに成功する。恒常的な興行権を手に入れると、次は芝居すべてを掌握するべく、人形浄瑠璃に進出していく。これは失敗に終わるものの、天保の改革という時勢の変化によって復活し、最終的には宮地における芸能興行すべてを掌握することに成功するのである。すなわち、最初に目標とした下級芸能者統制の管理者たるという立場を、大坂の宮地という限定ではあったが、ほぼ手に入れたことになるのである。

寛政の改革、天保の改革など幕府の主要な改革方針は、得てして芸能や風俗に対してマイナスの影響をもたらしたと考えられがちである。しかし、関蟬丸神社の動向を見る限りにおいては、改革は絶好のチャンスであり、それを利用してさらに大きく成長していく様子がみと取れる。

これまでほとんど注目されることがなかった説教讃語は、大坂の宮地芝居のみならず、江戸時代の芸能統制と芸能者の興行手腕を考える上で非常に重要な主題であった。時代遅れになりつつあった説教者という芸能集団を抱えた一介の神社が、大坂という大都市の宮地における芸能興行を掌握するという飛躍的な発展を遂げたことは、様々なことを示唆する。背後に三井寺という大寺院がついていたとはいえ、本来ならばここまで躍進することは不可能に近い。それが実現できたのは、関蟬丸神社が非常に的確なタイミングで動いたことが大きな要因の一つであると考えられる。

第一に寛政の改革における江戸の下級芸能者統制事例の応用、第二に天保の改革における株仲間との再興事例の応用である。さらに古くからの慣習の踏襲、専門職業者の困窮を前面に出した再興願などは、公儀が関蟬丸神社の主張を容認するための的確な材料であった。これはおそらく偶然成功したのではなく、時代の流れを的確に読み、的確な対応をとることができると優秀な経営手腕を持った人物が関蟬丸神社の背後にあった三井寺の中に存在したのだと考えられる。

ただし、これは関蟬丸神社の働きかけが単にうまくいったのではなく、おそらくは公儀が、風俗統制の一環として大坂における下級芸能者統制を考える上で、関蟬丸神社の動向を見て、統制の役割をさせるのに適切な組織であると判断し、うまく利用したと推測できる。すなわち関蟬丸神社の躍進は、下級芸能者統制の一環としての公儀

の意志の結果であるとも推測できるのである。

『関蟬丸神社文書』は、従来江戸中期までの説教者の資料として扱われてきたが、その中には香具師の問題や今回取り上げきれなかった様々な動向が散在しており、近世後期の芸能興行を考える上で欠くことができない資料であることも再認識できた。本稿では関蟬丸神社を軸とした芝居興行というテーマで資料をみていったが、また違う軸でこの資料を扱うことによって、近世後期の芸能興行を解明できるのではないかと考えられる。それは今後の課題としたい。

本稿では、関蟬丸神社を中心とした歴史を追うことで、近世後期上方の演劇文化の一端を担っていた宮地芝居興行の発展経過を明示し、そこに現れた現象の解明ならびにその意図を考察した。芸能興行は、単にその世界で完結するものではなく、当然ながらその時代の動向や為政者の政策との関係性のなかでその意義を見出さなければならぬ。本稿では大坂の宮地芝居が単に説教讃語座という集団によって興行されたという事実だけを追うのではなく、その背景にある寛政の改革や天保の改革、あるいは株仲間という、一見芸能とは関係ないように見える同時代の現象との関係性を見ることによって、その流れの意味を見出せたと考える。これを基にして、この動向が他の上方の演劇文化に及ぼした影響、ならびにこの動向に起因する上方の演劇文化における変容のあり方を解明することが今後の課題である。また江戸の状況との比較によって上方の演劇文化の特

徴を検出することも今後の課題としたい。

注

- (1) 『岩波講座 歌舞伎・文楽』全八巻(岩波書店、一九九七)
 (2) 青木繁「子供芝居・中芝居」『岩波講座 歌舞伎・文楽』第二巻歌舞伎の歴史Ⅰ(岩波書店、一九九七)
 (3) 松平進「上方の中ウ・子供芝居」歌舞伎学会編『歌舞伎 研究と批評』十一号(歌舞伎学会、一九九三)
 (4) 『芸能史研究』一二五号(芸能史研究会、一九九四)
 (5) 須山章信「江戸後期上方劇壇について―中ウ芝居抬頭をめぐって」歌舞伎学会編『歌舞伎 研究と批評』十一号(歌舞伎学会、一九九三)
 (6) 須山章信「文化年間大坂の歌舞伎興行について―稻荷・座摩芝居を中心にして 付・他の宮地芝居」『帝塚山短期大学紀要』(人文・社会科学編自然科学編)二八巻十一号(帝塚山短期大学、一九九一)他
 (7) 盛田嘉徳「中世賤民と雑芸能の研究」(雄山閣出版、一九九四)
 (8) 盛田嘉徳「説教讀語」『中世賤民と雑芸能の研究』(雄山閣出版、一九九四)
 (9) 神田由築「近世大坂の浄瑠璃渡世集団―天保期から幕末にかけて」『東京大学日本史研究室紀要』第三号(東京大学、一九九九)
 (10) 阪口弘之「蟬丸宮と日暮」『近世大坂の都市空間と社会構造』(山川出版社、二〇〇一)

- (11) 斉藤利彦「近世大坂の宮地芝居と三井寺」大阪歴史学会二〇〇一年大会、二〇〇一年六月二四日
 (12) 室木弥太郎、阪口弘之編『関蟬丸神社文書』(和泉書院、一九八七)
 (13) 室木弥太郎、阪口弘之編『関蟬丸神社文書』(和泉書院、一九八七)解説より。五三七頁
 (14) これには関蟬丸神社が説教者との関係上、かなりの収入があり、三井寺がそれを掌握するために兵侍家の特権を剝奪したと『関蟬丸神社文書』の解説で推測されている(五四二―五四三頁)。
 (15) 室木弥太郎『語り物(舞・説経・古浄瑠璃)の研究』(風間書房、一九八一)
 (16) 『京都御役所向大概覚書』(岩生成一監修、清文堂出版、一九八八)巻二「京四条芝居間敷并名代之事」に、
 一 説教 日暮小太夫
 右小太夫と申名代、古来より蒙御免所持仕来候所、三拾六年以前、親より譲り請、相続仕罷在候
 一 説教 日暮八太夫
 右八太夫と申名代、古来より蒙御免所持仕来候所、三拾六年以前、親より譲り請、相続仕罷在候
 とあり、また同文が「京四条河原諸名代改帳附浄瑠璃大夫口宣之写諸名代所附」(宗政五重緒解題校注、芸能史研究会編『日本庶民文化史料集成』第六巻所載(三一書房、一九七三)にも記されている。この資料は正徳四年(一七一四)のもので、三十六年以前が延宝六年にあたる。

- (17) 説教浄瑠璃の正本刊行の最後は、上方本が延宝三年（一六七五）、江戸本が享保四年（一七一九）である。また随筆等の諸記録から、享保末年頃には廃れたと考えられる。
- (18) 江戸時代、奉行所から許可を得た興行権の所有者。『広辞苑第五版』（岩波書店、一九九八）
- (19) 浜松歌国『摂陽奇観』（船越政一郎編『浪速叢書』第一一六巻名著出版、一九七七一―一九七八）
- (20) 『関蟬丸神社文書』四三〇頁、一〇四△九
- (21) 『関蟬丸神社文書』四一七頁、一〇四△三
- (22) 年代不明のものでは『関蟬丸神社文書』の資料二九（二八八頁）の注で享保初年かとしている資料があるが、年代推定の根拠が不明なため年代を限定しがたい。
- (23) 『関蟬丸神社文書』三二一頁、四三。なおルビは『関蟬丸神社文書』記載の通りに記したものである。以下、振られている注記は特に断らない限りすべてこの通りである。
- (24) 『関蟬丸神社文書』三二二頁、四三
- (25) 『関蟬丸神社文書』三三三頁、四七△一
- (26) 『関蟬丸神社文書』三三四頁、四七△二
- (27) 『関蟬丸神社文書』三六〇頁、五四
- (28) 『関蟬丸神社文書』三六〇頁、五五
- (29) 『関蟬丸神社文書』三六一頁、五七
- (30) 年代不明なものでは注で「延享元（一七四四）年か」とされる文書（『関蟬丸神社文書』三三〇頁、四四）がある。
- (31) 『関蟬丸神社文書』二五一頁、一四△三

- (32) 『関蟬丸神社文書』二五二頁、一四△六
- (33) ただし、どの地域でもこのように芝居興行が国頭に支配されているとは限らない。
- (34) 『関蟬丸神社文書』三六一頁、五七
- (35) 『関蟬丸神社文書』四一九頁、一〇四△七
- (36) 『関蟬丸神社文書』四二五頁、一〇四△九
- (37) 『関蟬丸神社文書』四二四頁、一〇四△九
- (38) 『関蟬丸神社文書』四四五頁、一〇五△四
- (39) 『浪速叢書』第六巻、二七頁
- (40) 『早稲田大学演劇博物館所蔵 芝居番付』（ロ二一―〇〇〇〇四―二六八）による。
- (41) 国立国会図書館所蔵芝居番付（八四七―一一五―八一六六）による。
- (42) 『浪速叢書』第六巻、二六―二七頁。なお句読点は筆者書き入れ。
- (43) 『関蟬丸神社文書』四三八頁、一〇四△十四
- (44) 『関蟬丸神社文書』四三五頁、一〇四△十二
- (45) 正徳四年（一七一四）の禁止令の文中「一 寺社境内に有之能、説経、操、物真似芝居の事は元禄中停止候処（以下略）」による。
- (46) 『歌舞伎年表』第二巻（岩波書店、一九五七）
- (47) 宝曆七年（一七五七）刊『役者笑上戸』に「当春はめづらしく御当地天満天神の社内にて芝居壱軒興行有之候而則当正月十三日より狂言初り申候（以下略）」とある。
- (48) 宝曆十一年（一七六一）十一月刊『役者五志喜目鏡』に「近年中芝居天満天神社内にて取立られました所、殊外繁昌致し日をお

- つて評判強ふ御ざります故、座摩の御社内にも当春より興行致されました所（以下略）」とあり、宝暦十一年に興行を開始したことがわかる。
- (49) 宝暦十一年十一月刊『役者五志喜目鏡』に「御霊社内中芝居三柵大十郎座」と掲載されている。「歌舞伎年表」では宝暦十三年に「当年、亀井町御霊社内にカブキ立つ」（五〇九頁）とあるが典拠不明。
- (50) 明和七年九月刊『役者裏彩色』に「大坂四芝居惣役者目録」として「稻荷社内芝居 名代 山田屋宇兵衛 座本 小野川弁弥」とあるのが役者評判記の中では初見である。
- (51) 『関蟬丸神社文書』四三四頁に「生玉座摩天満天神上難波御霊玉造稻荷堀江和光寺難波村法善寺高津社右九ヶ所（以下略）」とある。
- (52) 「子供芝居と大芝居の中間に位置する役者が浄瑠璃狂言や歌舞伎狂言を演じる芝居」青木繁「子供芝居・中芝居」『岩波講座 歌舞伎・文楽』第三巻歌舞伎の歴史Ⅱ（岩波書店、一九九七）九六頁
- (53) 「十五歳までの子供が浄瑠璃狂言や歌舞伎狂言を演じる芝居。役者修行の初級階梯」青木繁前論文九五頁
- (54) 青木繁「子供芝居・中芝居」『岩波講座 歌舞伎・文楽』第三巻歌舞伎の歴史Ⅱ（岩波書店、一九九七）、松平進「上方の中ウ・子供芝居」歌舞伎学会編『歌舞伎 研究と批評』十一号（歌舞伎学会、一九九三）参照。
- (55) 「（前略）大坂ニ而説教清水金太夫と申、寛政七卯年ニ御願奉申上候而、大坂船場宮北ニ而、説教芝居興行仕候義ニ御座候（後略）」とあり、寛政七年（一七九五）に説教清水金太夫が大坂船場宮で初演を行ったことが記載されている。『関蟬丸神社文書』三九七頁
- (56) 『役者見物左衛門』（八文字屋八左衛門板、寛政十年（一七九八）三月）早稲田大学演劇博物館編『早稲田大学坪内博士記念演劇博物館所蔵 役者評判記』R-331（マイクロフィルム、雄松堂出版、一九九八）
- (57) 『歌舞伎年表』第五巻にも「御霊社内にて蟬丸宮御遠忌興行。名代清水金太夫。一日にて差止めらる」（二五七頁）とあるが、一日にて差し止めの部分の典拠は不明。
- (58) 「寛政十年大阪表芝居座組免状請居候者中絶候」『関蟬丸神社文書』五三一―五四頁。
- (59) 浜松歌国『撰陽奇観』（船越政一郎編『浪速叢書』第六 名著出版、一九七八）二六頁
- (60) 「一 三井寺蟬丸宮配下説教座三社興行之儀、文政二卯年三月御聞濟と相成、同年閏四月上難波社境内座組興行之節（後略）」『関蟬丸神社文書』四一二頁
- (61) 早稲田大学演劇博物館所蔵（ロ二一―〇〇〇四―二六八）
- (62) 国立国会図書館蔵（八四七―一―一五―八―四一）
- (63) 注（59）『撰陽奇観』三〇頁
- (64) 阪急学園池田文庫所蔵芝居番付十一二。目録上では文化十三年とされているが、谷村富之助が市川門之助に改名したのが文政七年（一八二四）七月のことなので、『関蟬丸神社文書』四一二

頁)、文化十二年(二八一五)九月とされている番付(十一)とともに文政十年九月、十一年九月と判断した。

(65) 『関蟬丸神社文書』四九八―四九九頁。堺大寺境内の芝居興行名代に説教讀語由縁の者として増田宗橋を推薦したが、大坂在住を理由に棄却された一件。

(66) 『関蟬丸神社文書』四六二頁

(67) 国立国会図書館、大阪府立中之島図書館、早稲田大学演劇博物館、実践女子大学図書館、関西大学図書館、阪急学園池田文庫の各図書館に所蔵される芝居番付ならびに役者評判記をもとに作成年代は開始年代で、基本的に目録による。ただし明らかな誤りは訂正している。

(68) 神田由築「近世大坂の浄瑠璃渡世集団―天保期から幕末にかけて」『東京大学日本史研究室紀要』第三号(東京大学、一九九九)に詳しく考察されている。

(69) 実践女子大学所蔵(五五―六六五)。目録上では天保三年(一八三二)十一月としているが、内容から文政三年であると推測できる。

(70) 実際、御霊社の同一番付を、池田文庫の目録では文政八年(一八二五)十月、早稲田大学演劇博物館の目録では文化十年(一八一三)十月と天保八年(一八三七)十月としており、判断が分かれているだけでなく、早稲田大学演劇博物館の目録だけでも混乱が見られる。これらのいずれかは誤りであるのは確実である。このように目録作成時の番付年代判断には誤りがあることがわかる。

(71) 『関蟬丸神社文書』四三八頁

(72) 大坂市史編集室編『大坂編年史』第二十卷(大坂市立中央図書館、一九八二)一六四―一六五頁

(73) 『関蟬丸神社文書』四三四―四三五頁

(74) 大坂市史編集室編『大坂編年史』第二十卷(大坂市立中央図書館、一九八二)三〇九頁

(75) 大坂市史編集室編『大坂編年史』第二十卷(大坂市立中央図書館、一九八二)三三〇―三三一頁

(76) 記載の順番は資料上の地名掲載順である。大坂市史編集室編『大坂編年史』第二十卷(大坂市立中央図書館、一九八二)三三〇―三三一頁参照。

(77) 『関蟬丸神社文書』四二二頁

(78) 斉藤利彦「近世大坂の宮地芝居と三井寺」大阪歴史学会二〇〇一年大会、二〇〇一年六月二四日配付資料六頁

(79) 『関蟬丸神社文書』四四八―四四九頁

(80) 『関蟬丸神社文書』四四五頁

(81) 『関蟬丸神社文書』四四五、四五〇頁。四四五頁と四五〇頁では上難波社の人物名が異なる(本文中は四五〇頁を参照。四四五頁は河野滝蔵になっている)。

(82) 文久三年(一八六三)十一月に一件だけ片岡我三郎座本の興行がある。

(83) 慶応二年(一八六六)五月に一件だけ市川右次丸座本の興行がある。

(84) 国立国会図書館、大阪府立中之島図書館、早稲田大学演劇博物館、実践女子大学図書館、関西大学図書館、阪急学園池田文庫の

各図書館に所蔵される芝居番付ならびに役者評判記をもとに作成。年代は開始年代。

- (85) 『関蟬丸神社文書』四二二頁、一〇四のように文化十二年とする文書もある。
- (86) 『浅草寺日記第六卷』寛政四年九月二七日
- (87) 『鞠史記則』(関根只誠纂録・関根正直校訂国立劇場芸能調査室編『東都劇場沿革誌料』国立劇場芸能調査室、一九八三)
- (88) 『関蟬丸神社文書』四二〇―四二二頁、一〇四△七
- (89) 一合葉免許料每巻々々南簾老片 白銀式匁□□
一合葉免許ニ名字附遣ス御礼金 南簾老片□事 『関蟬丸神社文書』三七三頁、六〇
- (90) 『関蟬丸神社文書』四二二―四二三頁
- (91) 『関蟬丸神社文書』三九八頁
- (92) 『関蟬丸神社文書』四〇〇頁、八五や四〇一頁の八七、四〇二頁の八八、四〇三頁の三九等参照。
- (93) 『関蟬丸神社文書』四〇二頁、八六
- (94) ただしこの口上書は、万延(一八六〇)以降にまとめられた控である。残存している文書類を編集したと考えられるが、文化年間の調査年代が異なるなど、誤りもあり、口上書がこの形であるかどうかは不明である。
- (95) 『関蟬丸神社文書』四二三―四二四頁
- (96) 石割松太郎『人形芝居雑話』より引用。義太夫年表近世篇刊行会編『義太夫年表』第三卷上(八木書店、一九八二)二七六頁
- (97) 『関蟬丸神社文書』四四二頁、一〇五
- (98) 『関蟬丸神社文書』四四二頁、一〇五
- (99) 『関蟬丸神社文書』四四二頁、一〇五
- (100) 『関蟬丸神社文書』四四三頁、一〇五
- (101) 『関蟬丸神社文書』四四四頁、一〇五
- (102) 『関蟬丸神社文書』四四九頁、一〇五
- (103) 『関蟬丸神社文書』四五七頁、一〇五
- (104) 『関蟬丸神社文書』四四五―四四六頁、一〇五
- (105) 『関蟬丸神社文書』四四六頁、一〇五
- (106) 『関蟬丸神社文書』四六三―四七三頁、一〇八
- (107) 『関蟬丸神社文書』四九五―四九六頁、一二三
- (108) 『関蟬丸神社文書』五一四頁、一二八